

令和5年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年3月8日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年3月8日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災課長	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	平田章浩	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	中村安宏
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	岡本教夫
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 森町個人情報保護に関する法律施行条例について
- 議案第 2 号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 議案第 3 号 森町犯罪被害者等支援条例について
- 議案第 4 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 森町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 令和4年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 議案第 12 号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 13 号 令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 14 号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第15号 令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 令和4年度森町病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）
- 議案第22号 森町道路線の廃止について
- 議案第23号 森町道路線の認定について
- 議案第24号 令和5年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第30号 令和5年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第31号 令和5年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第32号 令和5年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和5年度森町病院事業会計予算
- 議案第34号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

< 議事の経過 >

議長 | (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
| これから本日の会議を開きます。
| 発言の際には、マスクを着用して発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

日程第1、議案第1号「森町個人情報の保護に関する法律施行条例について」及び日程第2、議案第2号「森町情報公開・個人情報保護審査会条例について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員

(吉筋恵治君) 9番、吉筋でございます。

確認をしたいこと等がありますので、お尋ねをします。

議案書の3ページに、第9条「町の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」は、最後の文章で「個人情報保護審査会に諮問することができる。」ということで、審査会が了承すれば、個人とかそれぞれに意見を聴くことができるということだと思います。この中で個人にそれぞれ聴くことはわかるんですが、例えば町の期間というのは、1ページ目に書いてあります「『町の機関』とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び財産区をいう。」、この機関が聴くことができるということですが、個人には審査会とかで諮問して了解があれば聴けるということだと思いますが、例えば機関に対して意見を聴くときにも、そのような審査会の了承が必要なのか。機関であれば、そういう審査なしで聴けるのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから次の議案2の方に、この審査委員会には、一応5人をもって組織すると書いてあります。6条では、「委員は、必要の都度、優れた識見を有する者のうちから、町長が任命をする。」ということも書かれております。その次には、2項に「当該諮問に係る審査審議が終了したときには、解任されるものとする。」

議 長
総務課長

ということをそれぞれ考えていくと。審査委員には優れた識見と書いてあるだけなので、特別な資格は要らないのかなと思うのですが、そこも確認をしたいと思います。

それから、調査審議が終了したときには解任されるものとするというようなことからすると、その事案が発生したときにそれぞれ審査員をそのときに任命し、終わったら解散するということで、普段はそういう委員は設けられていないということの良いのか、その辺りをお尋ねをしたいと思います。

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

ただ今の吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

この条例の適用の審査会に関するご質問でございますけども、まず、個人の方が実施機関に対しての処分に対して異議申立てというそういったところがある場合については、まずは実施機関に対して異議申立てをしていただきます。それで、その回答等で不服であった場合については、納得がいかないというようなことがあった場合については、当然それを異議申立てで反論書等の提出をしていただいて、上の機関に審査をしていただくと。その上の機関というのが、今回の新たに設置をいたしますこの審査会で、第2号議案で出ております審査会に審査をしていただくと。その審査会において、当然実施機関である方、また個人である方、そういった方のそれぞれの双方の意見を聴いて、その処分が妥当かどうかというようなところの決定を下していくというような形になります。

その審査会の委員5人でございますけども、これにつきましては、先ほど議員おっしゃられたように、情報公開であるとか個人情報情報のそういった専門的知識を有する人、主に学識経験者というような形になるかと思っておりますので、現在、想定をしている人は、税理士であるとか、元学校長であるとか、元役場の職員であるとかといったようなそういった情報公開・個人情報の専門的知識を

有する人を想定をしております。

任期につきましては、この条例にも規定をしておりますとおり、そういった事例が発生してから終わるまでということで任期は考えております。以上です。

議 長
9 番議員

(中根 幸男 君) 9 番、吉筋恵治君。

(吉筋 恵治 君) 今、確認したい案件については、了解を
しました。

先ほど一点忘れましてので、追加してお尋ねします。

このもう一つの資料に諮問庁という文言が出てくるんですけども、審査会が諮問庁に問合せをするという諮問庁という文言が出てくるわけですが、私、勉強不足で初めて聞く文言だなと思って。以前は、文化庁であるとか、スポーツ庁だとかというものがありましたけれども、諮問庁というのは初めて聞くもんですから、諮問庁というのは、そういう庁舎があるのか。それとも、例えば総務省の中にあるとか、法務省の中にあるとか、内閣府にあるとか、どこに在籍するというのがあるのか。勉強のためにお尋ねをしたいと思います。

議 長

(中根 幸男 君) 吉筋議員に確認します。

3 ページの 9 条第 1 項のところに「諮問庁」、それから、9 条の 4 に「諮問庁」というのが私が見た範囲であるのですが、その辺でよろしいでしょうか。

(吉筋 恵治 君) そうです。他にも出てくるんですが、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の開示を求めることができる」という文言も載っています。同じです。その諮問庁というのが、私よく分からなかったものですから。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

ただ今の吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

森町情報公開・個人情報保護審査会条例の第 3 条の諮問庁で

ございますけども、これにつきましては、諮問庁の用語の規定の隣に、まずは森町情報の公開に関する条例第19条第1項の規定となっております。それにより審査会に諮問をした実施期間とありますので、ここの実施機関が、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会となります。

それからもう一つ、個人情報の保護に関する法律のところの町の機関といたしまして、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区。それからもう一つ下に、森町議会個人情報に関する条例ということで、議会。

以上申し上げましたところが、諮問庁の規定ということになっております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 議案1号の2ページに「町の機関は、条例個人情報ファイル簿と個人情報ファイル簿とを区別して作成し、管理しなければならない。」となっております。この違いというのを教えていただきたい。

議 長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松 成弘 君) 総務課長です。

西田議員のご質問にお答えをいたします。

この個人情報のファイル簿でございますけども、第4条の1行目のところに、法第74条第2項第9号に掲げるとなっておりますけども、これにつきましては、個人情報の人数が1,000人を基準となっておりまして、1,000人以上の場合は、法律に基づいて情報ファイル簿を作成しなければならないと。町の方は、対象となる人数が1,000人未満の方のファイルもありますので、1,000人未満のファイルについては、条例個人情報ファイル簿というように呼んで規定をしております。従いまして、1,000人以上の情報に

については法律で求められるもので、1,000人未満のファイルについては、町の条例で定めるものと区別をして規定をしております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第3号「森町犯罪被害者等支援条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) それでは、数点お聞きしたいと思います。

条例の第7条「見舞金の支給」のところの文言ですが、この中に「被害の程度に応じた見舞金」と書かれております。被害の程度という内容ですが、これは心情的にも、肉体的にも、経済的にも、いろんな形の被害というのが存在するものと思います。ただし、必要な事項は規則で定めるというようになっております。従って、この被害の程度というものを、どの程度に今定められているのか、その点をお聞きしたいということ。

それと、規則の他に例えば要綱とか、そういった類の各法令的なものも定められているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、この条例と施行規則、この2本立てで条例を制定をさせていただきました。

この施行規則につきましては、この条例の第7条で規定をしておりますとおり、見舞金の支給に関して規則で定めております。

この見舞金の関係でございますけども、見舞金につきましては2種類ございます。一種類目が遺族見舞金ということで、犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する遺族見舞金で、見舞金の金額は30万円と規定しております。それからもう一つ、重傷病見舞金ということで、犯罪等により重傷病、これにつきましては、全治1か月以上の治療を要するものに限るということで規定をしております。この重傷病見舞金につきましては、10万円ということで額を定めさせていただいております。以上です。

議長
3番議員

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。
(佐藤 明孝 君) 遺族ということまでなってしまうと、これは非常に大変なことだとは思いますが、いわゆる怪我をしたということについては、いわゆる端から見る外傷的なもの、あと内傷的なもの、例えば精神的な病とかそういった類のものも、1か月以上が対象ということらしいですけども、もしもかなりの精神的な病ということになると、かなりの年数を要するようになると思えます。そういったことは、いわゆる例えば寛解するまでこの見舞金というのは支払われるのか。それとも一括で支払って終わりになるのか、それをお願いします。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。
(村松 成弘 君) 総務課長です。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

この重傷病見舞金につきましては、犯罪等により重傷病を負った者に対して支給をするものでございます。負傷又は疾病であって全治1か月以上の治療を要するものに限るということで、医師の診断等をつけていただいて、その犯罪等により負った負傷又は疾病等の一回に限って一括で支払うものでございます。以上です。

議長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。
(吉筋 恵治 君) 佐藤議員に関連して、2ページ目に「町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置する。」と書かれておりますが、この窓口というのは基本的には総務課に

なるのか。

それと、先ほどの被害の程度に応じた見舞金というものですが、見舞金の支給に関し必要な事項は規則で定めるというようにも書いてありますが、それはこれから作られるものなのか。もう既にできているのか、その辺りをお尋ねします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第6条第2項の窓口の関係でございます。現在もそういった犯罪被害者の相談窓口を総務課で担当しておりますので、今後も引き続き総務課で窓口として担当していく予定でございます。

それから見舞金の規則でございますけども、この条例の制定の施行日が、令和5年4月1日の施行ということになっておりますので、それと同じく規則も令和5年4月1日から施行するというような形で、規則案は制定をしております。以上です。

議 長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋 恵治 君) 了解をしました。

それと、先ほど重傷病というのが一括で支払われるという答弁がございましたけれども、附則の資料の1ページ目に「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と書いてあるものですから、それが一括で済んでしまうのか。営むことができるようになるまでの平穏な生活ということになると長期間になると思うのですが、その辺りの解釈がちょっと違うのかなと思って、確認にお尋ねします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

この規定でございますけども、見舞金に関しては一回限りでございまして、この日常生活等の支援につきましては、当然金銭的なものに関わらず、医療機関への通院や入院、それから裁判手続きの対応等、それぞれ被害を受けた場合については、生活が一変をいたしまして、それまでできていたことができなくなるというようなことがございます。そういったケースバイケースというか、犯罪被害者の方の置かれている状況というのが多様でございますので、当然日常生活上で必要とされる支援もそれぞれ異なります。そういった犯罪被害者等の状況を聞き取りまして、その被害者等の状況に応じた適切な支援を提供していくというようなことで考えております。以上です。

議長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋 恵治 君) 概ね了解しました。

もう一つ、これも私自分の勉強不足で勉強のためにお尋ねします。

資料の3ページの中段ですが、22条「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ」となっているんですが、例えばこの町に援助を行う民間の団体というようなそういう組織が、この森に限らずあるのかなのか。初めて聞くものですから、そういうものが支援団体、援助団体というのが民間であるのかどうかお尋ねします。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

犯罪被害者等から相談を受けた場合について、その対応として関係する機関の想定でございますけども、国でありますとか、静岡県とか、県の警察。それから静岡県の弁護士会であるとか、法テラスとか、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、それから静岡県性暴力被害者支援センター等の犯罪被害者の支援団体

や専門機関と、連携をとりながら支援をしていくということを考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第4号「森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第5号「森町防災会議条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第6号「森町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

1番議員

(増田 恭子 君) 増田です。お願いします。

どちらの条例の改正部分も、人数の変更ということになります。この17人以内をもって組織するから19人以内に変更になるということで、こちらはどのような理由でこの時期に条例が改正されるのかを教えてください。

議長

(中根 幸男 君) 小澤防災監。

防災監

(小澤 幸廣 君) 防災監です。

増田議員のご質問にお答えします。

委員の人数が17人から19人の改正ということについて、その理由についてでございます。

平成30年度に定住推進課が新設されまして、令和4年度から保健福祉課が福祉課と健康こども課に分かれたことから、この2課の2名を委員として追加するというごさいます。定住推進課につきましては、地域防災計画上、被災建物の危険度判定に関することや、応急仮設住宅の設置に関するごさいます。健康こども課につきましては、り災者の医療救護に関するごさいます。救護所の設置に関するごさいます。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第7号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君)お願いします。

消防団の条例改正、主にはこの報酬の引き上げという内容だと思います。これに関してお聞きしたい点が二点ほどごさいます。

まず、一日当たり8,000円を標準とするとなっております。この一日という解釈がどうなのかということですが、例えば一回の出動でも発生になるのか。例えば朝出て夕方頃まで現場にずっと鎮圧等をするために残っていた場合も、同じような金額の8,000円になるのか。こういったところを一つお聞きしたいという点。

そして、実は私のところへこの3月で終了する町内会長さんから、5年度に入団する団員が全くいないということで、実は相談を受けました。報酬を上げるということにつきましては、実は平

成25年に消防団を中核とした地域防災能力の充実強化に関する法律というものが、議員立法によって制定されております。この中にも、やはり消防団員の処遇の改善とか、装備の改善とか、財政上の措置とかという内容でいろいろ書かれてございます。このような状況にかんがみて報酬を上げるということで、果たして団員が確保できるかどうか。これ以外にも例えば町独自で消防団員を確保するための何らかの方策を講じるような計画があるのか、そこをお聞きしたいと思います。

議 長
防 災 監

(中 根 幸 男 君) 小澤防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

佐藤議員のご質問にお答えします。

消防団条例の一日8,000円ということについての考え方でございますが、提案理由にもありましたように、消防長より全国的な消防団員の減少を危惧し、団員の処遇改善のため、出動報酬の額について災害に関する出動を一日当たり8,000円を標準とする旨というような基準内容がございました。

この考え方につきましては、県内の自治体は、一回当たりという自治体もあれば、一日当たりという自治体もございます。これは各自自治体の考え方で制定するというところでございますが、基本的に一日当たり8,000円という国の考え方から、当町につきましては8,000円ということですが、時間につきましては、まず一回の出動時間が4時間未満の場合は4,000円、4時間以上8時間未満で8,000円と決めていっておりますが、そこから4時間ごとに4,000円を加算していくという考えでございます。ここは一回8,000円ということよりも、時間によって例えば1時間で出動時間が終わる場合と、例えば7時間稼働した場合、これが同じ金額で良いかどうかということも検討いたしました。そこでもう少し細かく4時間に切って、4時間ごとに加算していくという考えに至ったものでございます。

それと団員数でございますが、団員数が減少しているというこ

とにつきましては、消防団といたしましても、認識しているところでございます。現在も、団員の確保に各分団鋭意努力をしているということでございます。

確保についての町の方策ということでございますが、実態としましては、消防団への理解がなかなか難しくなったということと、全体の人口減少によって、消防団に入団する適齢の人数が、10年前と比べますとかなり減っているということもございます。そのような現状から、消防団の確保というのはなかなか難しくなっているということでございます。町としましては、一昨年ポスターの制作予算を承認いただきまして、ポスターを制作し、今年度、消防団、地元企業等へ配布をしているところでございます。

また、消防団の方が少なくなっているということで活動の方も、なかなか消防団一人一人の活動を強化するにあたって、活動マニュアルというものを作って、どの団員も同じように活動していけるようにこれを全団員に配布して、ポンプの扱いができる、また、訓令方式もこのマニュアルで理解できるというようなものも作成して配布をしています。

また、資機材等、人口減少に伴って団員が減っていても活動が充実していけるように、中身の充実ということで資機材等の支援、またポンプ車、消防車両の更新というのも計画的に行っているということでございます。以上です。

議長
3番議員

(中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 出動報酬については、時間を区切った報酬ということで、私も詳しくわかりました。

あと、この団員が本当に減っているという形ですが、これにつきましては、令和4年と令和3年を比較しますと、なんと令和4年に至っては2万人以上の団員が減っているという統計も出ております。従って、やはり地域防災能力の向上若しくはそれを維持するために、やっぱり防災監が中心となって、何とか消防団員の確保。これによって防災力が維持されるということになると思

ますから、そういったところも、また今後取り組んでいただければと思います。私どもも機会があれば、そういったところを気にしながら確保等にまた努めてまいりたいと思います。以上で質問を終わります。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第8号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸です。

これは国の少子化対策として、出産育児一時金の額を42万から50万に全国的に引き上げるというものですけれども、この50万というのをどのタイミングでいただけるのかだけ確認いたします。

議 長

(中根幸男 君) 鈴木住民生活課長。

住民生活

(鈴木知寿 君) ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

課 長

出産育児一時金の50万円の受け取るタイミング、時期といったご質問かと思えます。

こちらにつきましては、基本的には出産した場合、こういった形でお支払いをするかといったところを、ご本人が医療機関と協議をして決めるというような形になります。多くの場合は、町でその医療機関へ直接支払いをするといったところ。要するにご本人が病院ではその部分を支払いはせずに、その医療機関が県の国保連に請求をします。それに対しまして、県の国保連から町に請求が来るものですから、町が県の国保連にお支払いをするという形になります。それが一つのパターン。

それと、あとはご本人さんが例えば自分でということになれば、自分ではほとんどないんですけれども、医療機関にお支払いをして、その部分は公的な保険からまたご本人に返ってくるというような形になるものですから、その支払い方法というのは選択にはなります。以上です。

議 長
5 番議員

(中根幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今、2 パターンの方法があるということをお伺いしましたが、今、出産するとどれぐらいかかるのか。自分が出産したことを思い出すと、この一時金というのが出るのが後からという形だったので、とりあえず自分が出さなきゃいけなかったんですけれども、そういうことがないのか。医療機関が県の国保連に申請する、医療機関から申請していただくという形が一番いいだろうとは思いますが、妊娠がわかった時点で結構期間が長いので、何か交付していただくというようなものではないとは思いますが、先にいただける何かそのような方法はないでしょうか。

議 長
住民生活
課 長

(中根幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿 君) ただ今の川岸議員の再質問にお答えをいたします。

出産育児一時金につきましては、出産をした場合に対しての一時金の支給という形が趣旨となっておりますので、分かった時点とかそういったときでは、まだ一時金の支給というのはいけません。ですから、当然出産されてそういった事実が発生したときに、この一時金というのはい支給の対象になるということになっております。以上です。

議 長
議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第 9、議案第 9 号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び

日程第10、議案第10号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

1番議員

(増田恭子君) お願いします。

これ、どちらの条例もですけれども、改正の理由として一番大きいのは、安全計画の策定等というところが追加されることだと思われま。

昨年、いろんな事件が起こったりとかそういうことによりまして、通園バスのこととかそういうことが、この条例の中に含まれていくということで理解をしております。

基本的なところの質問になりますが、この森町家庭的保育事業等というこの保育事業者は、森町内だと対象はどこになるのか。

次の放課後児童健全育成事業の事業者は、具体的にどこかを教えていただければと思います。お願いします。

議長

(中根幸男君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子君) 健康こども課長です。

課長

増田議員のご質問にお答えします。

まず森町の家庭的保育事業ですが、この家庭的保育事業の中には、家庭的保育事業と小規模保育事業、それから居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の五つがございます。森町の中には小規模保育事業のみとなりますので、森町のもりの保育所、それからゆうな保育園が対象となっております。

放課後児童健全育成の関係ですけれども、こちらは森町の放課後児童クラブが対象となりますので、森の第1・第2、それから飯田の児童クラブ、それから宮園の児童クラブとありますので、こちらが対象となります。以上です。

議 長
1 番議員

(中根幸男 君) 1 番、増田恭子君。

(増田恭子 君) ありがとうございます。

安全計画の策定等のところになります。もう既にこちらは案として安全計画がそれぞれ立っているのでしょうか。それをお聞きします。

議 長
健康こども
課 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

ただ今の増田議員の再質問にお答えします。

この安全計画の策定ですが、この条例の改正自体が令和 5 年 4 月 1 日から施行ということで、令和 5 年度に行うという形になります。今現在、安全計画については、それぞれの園でマニュアル等はございますけども、この国から示された安全計画の立て方についてのものについては、まだ立てておりません。以上となります。

議 長
7 番議員

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 7 番、加藤でございます。

この法改正は、国の法改正によつての条例改正かと思ひます。乳幼児の安全の確保あるいは児童の確保、それから所在の確認等が含まれるかと思ひます。その中で議案第 9 号の第 8 条の 2 のところで、「利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）」という文言がありますが、これについてもうちょっとわかりやすく説明をいただければと思ひます。

それともう一点ですが、第 2 条のところで、「当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるとき」とありますが、この困

難な事情というのはどのような事情なのか、説明をお願いしたい
と思います。

議 長 (中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 ただ今の加藤議員のご質問にお答えします。

乳幼児の送迎を目的とした自動車で、カッコ内のところですが
ども、例えば座席が3列以上あるものの場合に、園児が確実にそ
の3列目以降を使用できないように確実に通過できない鍵付きの
柵を車体に固定させることで、2列目までと3列目以降を隔絶す
ることが考えられるということで、そういった場合については、
義務付けの対象から除外されるという形の説明になっておりま
す。

もう一点の経過措置のところでございます。困難な事情という
ことはいろんな状況が想定されると思うんですけども、すぐにつ
けた方がいいことには変わりがないんですが、園のいろんな事情
があった場合ということで、これは経過措置を設けているという
ことだと思っておりますけども、具体的にどのような事情があるのか
ということについては、今のこの時点で思い浮かぶことがないん
ですけども、経済的な部分のところもあるかもしれませんが、こ
れについては補助が出るという形を聞いておりますので、そこは
クリアされるかなと思います。あとは自動車の形態によってなか
なかつけられないというところもあるかもしれませんが、そう
いった困難な事情ということだと思われま。具体的な事例が申
し上げられなくてすみませんが、そのような形になります。以上
です。

議 長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸 君) 困難な事情は経済的なことあるいはその
車両の問題等もあるのかなというように理解してよろしいかと思
いますけども、前の2列目、3列目のところの鍵付云々というと

こですが、そこがあまり理解できないんですが、もうちょっと詳しくわかればお願いしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長 ただ今の加藤議員の再質問にお答えします。

3列目まで自動車の座席があったときには普通に園児が行けてしまうので、それについてはこの除外にはならないということですが、3列目、3列以上のところについて、3列目以降は使用できないというように何かしらの柵だったりとか園児が行けないようにしてあれば2列目までになりますので、その部分については対象外ですよという形になります。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 例えば10列ぐらいあった場合、3列目以降というようなことですが、そうすると3列目以降はその車両はもう使用できなくなる、乳幼児を載せられないという解釈ですか。

議長 (中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長 ただ今の加藤議員のご質問にお答えします。

この自動車のうち2列目までの部分については、特にブザーを付けなくてもいいということですが、例えば今言われた2列目以降が10列まであるよというものについては、確実にブザーをつけなくちゃいけないとなっております。その中で3列目以降、例えば3列目の先から10列目まで行けないような措置をされている場合については、これの対象外という形になりますので、運行ができないということではございません。以上となります。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時31分 ~ 午前10時40分 休憩)

議長

(中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11、議案第11号「令和4年度森町一般会計補正予算(第14号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) 平川です。

10ページの第2表、繰越明許費の件です。

7款1項で歴史的文化的建築物利活用改修設計業務というのがあります。これは利活用方法の検討が期限内に進まなかったからということで繰り越されるということですが、まず、これプロポーザル形式で行われましたよということですが、まずそのプロポーザルの時期。いつ募集して、いつプロポーザルを実施して、いつ業者決定したのかという时期的なもの。

それとプロポーザル内容ですが、3業者ということですが、どこか業者名を教えてくださいということ。

それと、3業者でプロポーザル内容にどういった違いがあったのか。

それから、どういった方たちが審査員として業者決定したのか。その辺をお伺いします。

議長

(中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。

10ページ、繰越予算の歴史的文化的建築物利活用改修設計業務に係るご質問でございます。

まず、プロポーザル、提案形式の時期でございます。期限は、8月31日までの期限で募集させていただきました。内容としますと、旧藤江勝太郎家利活用オリエンシートということでオリエン

シートを作りまして、4社にオリエンシートを渡して提案をしていただいています。オリエンシートの内容としますと、旧勝太郎家利活用事業という名称で対象物件の概要をお伝えして、そのうえで企画の背景というものが、遠州の小京都を体現する古民家や蔵等の建築物が、老朽化によりその多くが取り壊され消失していく中、遠州の小京都まちづくりの一環として、町内中心部に点在する古民家や蔵等の保存と利活用を図る事業を実施するというところで、まず企画の背景をお知らせしております。この事業によって解決したいことということで、古民家や蔵等の歴史的文化的に価値がある建築物を保存するとともに、活用してまちの活性化に繋げるということを解決したいことということで伝えています。今、四つ申し上げましたけども、五つ目にターゲットをある程度絞らないと提案がしにくいということがあると思うので、10代から40代の特に女性ということでは募集をしております。観光客に限らず、地元町民からも利用される利活用が望ましいということを付け加えております。

期間のお知らせをしておりまして、できれば令和4年度中に募集をオリエンシートを提出したときには、令和4年度中に改修設計をして、令和5年度に改修工事をして、令和6年度に開業したいという期間をまずお知らせをしております。

あと求める提案の内容ということで、全体のコンセプト、運営のコンテンツの企画、デザインコンセプト、デザインイメージ、コンテンツ運営のスキーム等々について内容を求めています。概算の今後の開発の事業とか、あと運営の収支等についても少し求めています。

ということでオリエンシートを提出して、4社に提案をしていただけませんかということで、そのうちの3社から提案がございました。一つ目が、「株式会社CSA不動産」。ご案内の方もいらっしゃると思いますが、静岡県用宗地区の活性化を図っている不動産業者です。あと「穂の国エンジニアリング株式会社」につ

きましては、森町出身の方がやっぴらっしやる浜松市の会社で
ございます。それと全員協議会でも少し申し上げましたけども、
「株式会社GREENING」ということで東京の会社でござい
ます。

それで提案を受けて、まずは担当課でいろいろ詳細の聞き取り
を行ったりしました。そのあとに町長、副町長を交えて提案をい
ただいております。その中でそれぞれの違いということで、どう
いう内容であったかということを示し申し上げます。

「株式会社CSA不動産」につきましては、ご案内のように、
用宗地区において古民家を宿泊施設にリノベーションし、まちづ
くり全体の活性化について寄与しているという実績があるという
会社でございますので、提案の内容も宿泊施設としての提案でござ
いました。今申し上げたのが古民家の活用実績があるという
ことで、「CSA不動産」さんは一つのメリットがあったと。県
内の事業者であるということでございます。

先ほど「穂の国エンジニアリング」についてちょっと追加で、
本社は豊橋市にありまして、森町出身者が担当社員でいるという
ことで付け加えさせていただきます。前後して申し訳ありません。

「CSA不動産」の提案内容とすると、宿泊施設であり古民家
を活用してということで、一つには建物の改修等を行うが、その
後の運営は実施しないということでございます。

次に、「穂の国エンジニアリング」の提案についてでございます。
これについては、町内のことを知っぴらっしやる方がいら
っぴらっしたもんですから、ある程度これまでの郷土愛が感じられ
るような内容になっておりました。飲食店形式のような形のもの
で、あとはイベントスペースがあるような形の提案でございま
した。それとともに、この会社自体が古民家を活用した事業の実績
が少し無いと。バランスの取れた内容であったんですけども、少
し特徴がなかったというところもございます。ここも先ほどの「C
S A不動産」と同様に、建物の改修を行うが運営は行わないとい

うことでもございました。

最後に、「株式会社GREENING」の提案についてでございます。全員協議会でも少し申し上げましたけれども、内容としますと、サウナ付きのコワーキングスペースということと、カフェも同様に同じ施設の中にあるといった内容の提案でございました。サウナについて、そういった提案がなかなか出てくるイメージはなかったんですが、お話を聞くことと、あとはこちらでもいろいろ調べまして、サウナについては、健康志向の高まりによって、一時の流行ではなく今後とも需要がかなり期待されるものではないかということがわかりました。一つの大きなメリットとすると、建物の改修とともに、その後の事業運営も実施したいという提案でございました。それを受けて、この会社の実績等聞き取ったりいろいろ調べたりしたところ、やはりそのトータルマネジメントができるということと、今後のまちづくりへの寄与が期待できるといったところがありまして、そういったことを踏まえて「GREENING」ということで決定をさせていただきました。

それこそ「CSA不動産」で用宗地区にも町長、副町長、私どもも視察し、また「GREENING」につきましても、Webでございましたけれども、直接質問のやりとりをして、しっかり聞き取りを行ったうえで決定をさせていただいたところでもございます。

審査員については、それこそ担当課と町長、副町長という形で提案を受けております。以上です。

議 長
4 番 議 員

(中 根 幸 男 君) 4 番、平川勇君。

(平 川 勇 君) 内容的にはわかりました。

ただ、審査員のところで、課長、副町長、町長ということですが、いろいろな事業をやるときに、必ず地元の意見を聞きますよ、学識経験者ですよということが出てくるんですが、このときには入っていないんですね。なぜ入っていないんですか。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

古民家の活用ということで、地元の方々については、城下地区については、それこそ城下地区町内会に古民家について活用をしたいですよということについては、説明を行っております。

また、専門家という意味では、それこそ古民家の活用ということで、事前に担当から担当課の社会教育課の文化振興係に聞き取りを行って、城下地区には独特な町並みもございますので、どういったことに留意して、今後改築なり事業の展開、特に改築について留意した方がいいかということのアドバイスも受けたうえで実施しております。以上です。

議 長
4 番議員

(中根 幸男 君) 4 番、平川勇君。

(平川 勇 君) これも遠州の小京都リノベーション計画の一角だと思うんですね。このときに建設課の都市計画係がリノベーションやっているわけですが、なぜメンバーに入れないんですかね、聞きたいです。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 遠州の小京都リノベーション計画を作る際には、それこそ遠州の小京都プロジェクト会議、プロジェクトチームを作って、リノベーション計画については審議させていただいております。

その際にこういったことについてもお伝えする中で、本当の細かい事業内容については、その中でどこまで伝わっているかということがございますけれども、この遠州の小京都の推進計画の進め方については、そういった会議を設けて、それこそ都市計画、まちづくりでございますので、平川さんおっしゃるとおり建設課の都市計画係の意見とともに、他についてもいろいろ経験した職員もいると。あとは遠州の小京都リノベーション計画については、観光という側面以外にも子育てであったり、歴史文化であったり、いろんな側面を持つ計画でございますので、そういった課の職員、

あとは課長が入った中で、最終的には副町長、町長も入った中で会議をして定めておりますので、その中でこの内容については周知させていただいているというところでございます。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) この藤江勝太郎邸の価値、全協で遠州の小京都リノベーション推進計画の中の1ページの検討の背景というところを読ませていただきますと、正直言ってこの勝太郎邸の話が出たときに、この家が本当に歴史的価値があるのかなという非常に危惧を感じました。この検討の背景というところを見ると、そこで誰が暮らしていたか、森町にとっては茶業に非常に貢献していただいたというような人物でございますが、建物に本当に価値があるのかなど。いろいろ計画を見ていくと、中を改造したりしていくということで、骨組だけが残るのか。それとも、もう本当にその業者、それを使う者にとっては、もっと大幅に変えてしまうよとかそういうことも考えられるわけですが、その辺実際これが本当にその地域に根付くような建物になっていくのかどうか。ちょっと本当に疑問なんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長

(中根 幸男 君) 西田議員に申し上げます。

補正予算の審議ですので、補正予算に関わる部分での質問を読み取っていただきたいと思います。

西田議員、もう少しポイントを絞って、この予算についての今の勝太郎邸でも結構ですので、もう少しわかりやすくポイントを絞って質疑をしていただきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸です。

同じく10ページの繰越明許費のことですけれども、この繰越明許は大体15号の影響で遅延しているということが多かったんです

けれども、この4款3項の水道費の計画工程に届かなかったというのはそういう理由ではなかったと思うので、それがどのような理由でどのような現状かという説明を一つ。

次の6款農林水産業費の農業費の肥料高騰対策支援金が確定できないという理由で繰越明許ということですがけれども、この肥料高騰というのもずっと続いているものですから、これは令和5年度で確定できるのかというところ。

最後に8款土木費の道路橋りょう費の新田赤松線の交通安全対策事業が、地元の協議が長引いたというようなお話がありましたので、その内容についてどのような理由だったのか伺います。

議 長
上下水道
課 長

(中根 幸男 君) 岡本上下水道課長。

(岡本 教夫 君) ただ今の川岸議員の一点目のご質問にお答えいたします。

4款衛生費3項水道費、上水道事業会計繰出金ということで載せさせていただいております。

これにつきましては、ご承知のとおり北部配水池の増設工事でございます。令和4年度から令和5年度までの債務負担としまして、予算計上をいたしました。その際に町の見込みとして考慮していました計画、工事工程につきましては、令和4年度中に支払いが発生すると予測した金額ということで、全体工事費の約58パーセントを見込んでおりました。しかし、実際に発注しまして契約して業者さんから工程表が出されてきましたものについては、4年度中の出来高というのは全体の約40パーセントぐらいということでございましたので、令和4年度の予算額から、この差額といえますか18パーセント程度開きがあるんですけれども、この部分につきましては、4年度中に支払い義務が発生しないものですから、その分につきましては5年度分として繰り越しさせていただきたいということでございます。以上です。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

肥料高騰対策の繰越に係る川岸議員の質問にお答えします。

まず、今回肥料高騰対策ということで、国の事業でございます。国の事業について、国の事業の補助に加えて県と町が支援するという形の事業でございます。

手続きとすると、それこそ秋費と春費ということで、秋費については10月までの購入のもので、春費については11月から5月に使用する肥料のものが対象になるということで、手続きをまず秋費について進めておりました。その中で農業者からの申請、あとは主にJA、あとは肥料会社が集計をして県に提出するのですが、その中でやっぱり取りまとめにやはり少し時間がかかったと。あと最終的に個人に行くものですから、その個人情報扱いで少し手間取ったということをお聞きしております。

当初の予定ですと、秋費については12月に、春費については3月に支払いを終えるような形で国もスケジュールを組んでいたのですが、やはりなかなかそういった形にはいかなくて、当初から厳しいスケジュールだということでは言われていたんですが、先ほど申し上げましたように、やっぱり集計等があり、農家さんの考えもすぐに決められるものでもないで、そういったところがあって遅延して繰り越しになったということと、価格上昇率というのを国が定めるんですが、その定める期間も当初の予定から2か月遅れたり等々もございましたので、それによって当然スケジュールが押しますということで、繰越をして支払うということでございます。

町については、それこそ繰り越しということで、国と県は秋費と春費をそれぞれ分けて出すんですが、町の場合はそれを合わせて、来年度の今の予定ですと、9月・10月ぐらいに支援金というものを支払う予定で効率的に進めていこうかなと思っております。

事務の進め方とすると、国県の補助率が決まって、国の補助金が決まって、そのあとに県の補助が決まって、県と同様に額を出

すもんですから、その金額を合わせて、その金額を見て町の額が決まってくるという流れになっております。ですので肥料の高騰がいつまで続くかというところは、今ご質問あったようにあるんですが、制度としては国の制度とともに県、町が支援するという形になっていきますので、国の支援制度と一緒にどういったことになっていくのかというのは、また今後検討していくのかなと考えております。以上です。

議長
建設課長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

(中村 安宏 君) 建設課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

10ページの同じく繰越明許費の補正について、新田赤松線の関係、交通安全対策事業の繰越についてのご質問でございます。

繰越の理由といたしましては、川岸議員おっしゃいましたとおり、新田赤松線整備に伴いまして補償交渉、それから用地取得、工事等を進めてきましたけれども、地権者との調整に時間を要したというような理由でございます。

具体的には工事費、用地費、補償費のそれぞれ繰越をさせてもらっていますけれども、工事費につきましては、今回、今年度整備を予定していた工事箇所に住宅への侵入口等がございまして、その侵入口の位置とか構造等を地権者といろいろ打ち合わせをしたんですけれども、いろいろ地権者の意向等もございまして、なかなかその決定が遅れてしまったということが要因で工事自体が遅れてしまったということでありまして、今現在は交渉は成立しておりまして、工事は順調に進んでおります。

それから補償とか用地についても、繰越をさせていただいているわけですが、今回、ちょうど大きな移転補償がございまして、全体に家にかかるような規模も大きな箇所がございましたので、一年間で年度当初から契約事務を進めておりましたけれども、実際に契約して、新しい土地に家を建てて、引越しして補償物件を解体するというところまで一年間、年度内でやるというの

は、なかなか当初からタイトな工程は想定されてきましたけれども、移転自体は新しく家を立てて引越しまでは進みましたけれども、解体が少し4月までずれ込んでしまうというようなことでございましたので、この用地費、補償費についても、繰越に至ったということでございます。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) よくわかりました。

産業課さんのことで、説明書の22ページ、商工費の新型コロナウイルス感染症対策費の中小企業燃料費光熱費高騰支援事業補助金というのがマイナス7,400千円ということですが、28事業所が利用したということですが、10,000千円の予算に対して利用が少なかったということは、何か補助の制限というか、何かその理由をどう考えられているかということをお伺いします。それが一点。

ちょっと戻りますが、16ページの民生費の住民税非課税世帯等への特別給付金事業ですけれども、森町生活・暮らし支援臨時特別給付金、これも一件5万円で実績はどうだったかということをお伺いします。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

川岸議員のご質問にお答えいたします。

中小企業等燃料費光熱水費高騰支援事業に係るご質問です。

まず制度の内容として、令和4年4月1日から6月30日までに使用した燃料費及び光熱水費の合計が、前年同月より10万円以上増加している町内の中小企業等に対し、差額の2分の1、上限10万円を給付するという内容の事業でございます。それこそ燃料費、光熱費の高騰によって事業者がどこまでどのように困っているかというのは、なかなか把握しづらいです。実際に個別の形態によっても違いますし、その規模によっても違うというところで、しかしながらそういった中で、何かやっぱり支援をしていこうとい

うことで制度を組み立てております。その中で3か月の中で10万円以上ということを設定した背景には、やはり一定程度の影響がある事業者というところもありますし、当然高騰によらない影響もあるとは思いますが。要は年度ごとにただ単に事業を拡大したのかとかそういったこともございますので、そういったことを踏まえると、やはり10万円以上ということが、その影響を受けたということの判断材料になるという議論をして事業を構築したところでございます。

要はどこまで影響があるかというところも難しいところがございますので、結果として28社ということでございます。28社の内容を見ますと、やはり森町において中小企業でいろいろご活躍とか頑張っていらっしゃる方々については、大体出てきているのかなと思います。

当然少し足りなかったところとかというところもあるように聞いておりますが、繰り返しになりますが、影響を受けているというところの判断基準というところと、どこまで実際に企業さんが直接に燃料費、光熱費の高騰によって影響を受けていたかというところが把握しづらいということもございます。そういった中で、事業のスキームを作って制度を展開しているというところがございます。

それと町としてこういった取組をした後に、県で秋頃から静岡県中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金等々も展開しております。そういった中で県に聞き取ったところ、かなりのいろいろな要望があって、高騰対策によって直接のマイナスになった分を支援するといった事業ではございませんけれども、やはりそれを糧に何かしようとした事業については、県で高騰対策をやっているということと、町でもご案内のように、今年度、商工会さんを通じて中小企業等のコスト削減の対策の事業でありますとか、創業支援の対策の事業でありますとか、企業動画紹介制作事業でありますとか、そういった施策を展開させていただいております。

議 長
福祉課長

そういった中で高騰対策に直接というわけではございませんけれども、コスト削減を図る事業者に対しても支援をさせていただいているところがございますので、そういった形でカバーしてきているのではないかとこのようには考えております。以上です。

(中根 幸男 君) 平田福祉課長。

(平田 章浩 君) 福祉課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

16ページの森町生活・暮らし支援臨時特別給付金でございますけれども、こちらの事業につきましては、令和4年6月1日時点で世帯全員が令和4年度の住民税非課税割が非課税である世帯、一世帯当たり5万円を給付するという事業でございます。予算につきましては、これが足らなくなっただけいけないということで、1,500世帯の予算を組まさせていただきました。町において対象世帯が特定できないものですから、対象と思われる世帯に通知をさせていただいております。これが1,440世帯でございます。先ほど言ったように特定できないものですから、それ以外の世帯については同報無線であるとか、回覧というようなことで広報させていただいて、特に通知が行かなくても対象の世帯には給付金を支払うというような体制で臨んでおりました。

最終的に給付をした手世帯が1,226世帯ございまして、こちらの減額をする13,700千円円につきましては、1,500世帯引く1,226世帯の274世帯掛ける5万円分を減額をさせていただいております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありますか。

2番、清水健一君。

2番議員

(清水 健一 君) 清水でございます。

先ほどの繰越明許費のところ、10ページのところでございます。

7款の商工費のところ、歴史的文化的建築物利活用の業務のところ、提案型で業者を募集をしてやりましたということで、

この設計業務ということが令和4年度中に行われるという予算の組み方で我々も承認をしてきたわけですが、実際に先ほどの課長さんの説明の中で言うと、令和4年度までに募集して令和5年度で改修を計画するよという回答があったと思うんですけども、これは令和4年度から令和5年度に日程的にもずれてきていると思うので、その辺を教えていただきたいと思います。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

清水議員のご質問にお答えします。

スケジュールの関係ということでございます。

まず、オリエンシートということで、提案をいただくときにそういう計画で考えているので、そういった中でこういった提案を出していただけますかといったところの予定でございます。それで出てきましたと。やはり大事なことです、いろいろ聞き取りですとか、あとは実際に来てもらったりとか、今回、採択されなかったCSAさんの用宗を実際に見に行くとかといったことで丁寧に進めていたというところもでございます。そういったところで当初のスケジュールではそうだったけれども、あとは決まった後もGREENINGさんにもう1回来ていただいたり、現地を見たりという作業を進めています。そういった中でスケジュールが押してしまっ、設計業務をしっかりとやるということも踏まえて来年度に繰り越しをさせていただいて、その中で設計業務をやっていききたいということでございます。以上です。

議長
2番議員

(中根 幸男 君) 2番、清水健一君。

(清水 健一 君) わかりました。そうすると、この計画を立てたときよりも、実際に始めたらもう少しきちっと、要するに例えば視察も含めたしっかりしたものをやらなければいけないという判断に至って、当初、本来は4年度の分がずれてきたという理解でよろしいでしょうか。

議長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長 (長 野 了 君) 産業課長です。
そのように理解していただいて結構でございます。よろしくお
願いします。

議 長 (中 根 幸 男 君) 2 番、清水健一君。
2 番議員 (清 水 健 一 君) 了解しました。
議 長 (中 根 幸 男 君) 他に質疑はございませんか。
1 番、増田恭子君。
1 番議員 (増 田 恭 子 君) 増田です。お願いします。
説明書の15・16ページ、3 款 2 項 4 目、0002の児童福祉施設費
の3,838千円のところです。これは説明では、放課後児童クラブ
の増設にかかる費用ということで聞いております。森第3クラブ
というのを令和5年度からということで、その開設の増設をする
ためにここで補正が組まれているということですがけれども、お聞
きしたいのは令和4年度の放課後児童クラブの利用児童数から、
令和5年度の増員の見込みでどのぐらい利用者数が増える見込み
なのかということ、まずお伺いしたいと思います。

議 長 (中 根 幸 男 君) 朝比奈健康こども課長。
健康こども (朝 比 奈 礼 子 君) 健康こども課長です。
課 長 増田議員のご質問にお答えします。
森の児童クラブですけれども、実際にまず令和4年度の4月1日
時点での申込みですけれども、森全体、第1・第2を合わせて、昨
年度は長期の利用者も合わせて112名おりました。この時点でか
なり人数は多かったんですけれども、令和5年度につきましては、
長期と通年利用で111名ということで、1名は減っているんです
けれども、一クラブ大体おおよそ40人の定員なので、それを上回っ
てしまっているという状況です。人数的にぐんと伸びているわけ
ではございませんが、令和4年度中の対応としまして、人数が多
かったのですぐに第3クラブを作ることは難しいというような状
況で、昨年度につきましては、長期の利用の方、森の児童クラブ
だけではなくて、全ての長期利用だけの方については、宮園第2

クラブを開所しまして、そこの1か所を長期だけの利用の方を対象として、春・夏と開所しました。そのような対応をさせてもらっております。

ただ、やはり兄弟関係があったりすると、バラバラではやっぱり難しいというところもありますので、今回、補正で令和5年度に第3クラブを開設するという事で計画をさせてもらっております。以上です。

議長
1番議員

(中根幸男 君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子 君) ありがとうございます。もともと利用の児童者数というのが今あるクラブではなかなか収まりきれないということで、第3グループを開設ということで理解をさせていただきました。

この放課後児童クラブに関してですけれども、両親ともに働いていたりとか、あと学校から下校した後、なかなか家庭の中で子どもたちが過ごせないというところに対しての対応だと思っておりますが、この放課後児童クラブから下校する際というときは、保護者の迎えがどのようになっているのかを教えてくださいたいです。

議長
健康こども
課長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

増田議員の再質問にお答えいたします。

下校の際には、原則は保護者の送迎という形になっております。その保護者の送迎は原則ですけれども、中にはできないというようなこともあるかと思っておりますので、そのときには安全確認をして児童を返すという形で、必ず帰った時間に保護者がいるかどうかという事の確認をさせてもらっております。ただ、小学校の低学年については、返すということは難しいので、保護者のお迎えをお願いをしております。以上です。

議長
1番議員

(中根幸男 君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子 君) ありがとうございます。

原則としては保護者の送迎ということですが、じゃあその送迎ができないというご家庭の場合は、今日は迎えに行けませんとか、そういう形での放課後児童クラブとの連絡なのか。それとも何か事前に、うちの子どものお迎えができないので下校は子どもでさせてくれということになっているのか、その辺を教えてください。

議 長 (中 根 幸 男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 増田議員の再質問にお答えします。

児童クラブの送迎につきましては、まず最初にご利用の説明会を開きます。そのときに必ず原則としては送迎ですよという形でお願いをしておりますが、事情があって行けないということにつきましては、まず最初に申出をしていただくということで、その中で保護者等と帰りの経路、それからその時間に保護者や見てくれる方がいるかどうかの確認をさせてもらっております。その中で最初に申し出てもらうということもありますし、原則送迎をしている方で、今日はちょっと用事があるってこの時間にお迎えがいけないというようなことにつきましては、連絡をもらう形になっております。ただ、一応延長で6時まで預かっておりますが、保護者のお迎えが例えば6時10分になるということでありましたら、6時10分ぐらいまでは指導員さんが一緒に居て待っております。一応お迎えに来てもらうのが原則ですので、お迎えに来てもらえる時間まではとりあえず待っているという形です。それ以上やっぱり遅くなってしまうということにつきましては、他の誰かに送迎できないかということのお願いもさせてもらって、あまり遅い時間では一人で返すということはさせておりません。以上です。

議 長 (中 根 幸 男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西 田 彰 君) 関連しましてこの16ページの子育て支援

施設費ですけども、福祉センターの大広間ということですけども、この大広間の役割は終わってしまったということでしょうか。

それで、この大広間を使う人はどのくらいあったのか。

更に、今、福祉センターの駐車場はお風呂へ来る人、児童館へ来る人、ものすごいいっぱいになるときがあるんですよね。駐車場の問題は大丈夫なのか、この点をお聞きします。

議長 (中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども (朝比奈 礼子 君) 健康こども課長です。

課長 西田議員のご質問にお答えします。

今回、第3クラブを作るにあたりまして、さまざまな他の場所を検討させてもらったんですけども、森小学校に近い場所でなかなか空いているところがなかったという状況で、仮設という形でこの大広間の利用で第3クラブをと考えまして、今回、補正予算に計上させていただきました。

実際大広間の役割が終わったかどうかということにつきましては、終わってはおりません。今年度も実際昼間は新型コロナウイルスの関係で閉めておりまして、ワクチン接種等に使用させていただきました。来年度につきましてもまだワクチン接種が続きますので、そこを利用させていただいてワクチン接種をする予定でおります。ですので月曜日から金曜日につきましては、空いているというところもありまして、大広間の利用をとということで考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 平田福祉課長。

福祉課長 (平田 章浩 君) 福祉課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

保健福祉センターを管理しています、福祉課長の平田です。

大広間につきましては、平成31年の3月からずっと使っておりません。お風呂を平成31年3月から休業しまして、コロナ禍で人数制限をしてお風呂の復活をしたりということをしていますけども、やはり感染が怖かったものですから、お風呂を復活しても大

広間というのは現在使っておりません。

コロナ前の大広間の利用状況はどうだったかというようなことでございますけれども、以前、10年ぐらい前ですと、大広間でカラオケをやり、お弁当を持って食べて休憩をしているという方が大勢見受けられました。コロナ前の状況ですと、カラオケ設備はありましたけども、カラオケをやっている方はほとんどいらっしゃらないというような状況で、お昼、お弁当を食べる方もほとんどいない。ただ、休憩に2、3人が大広間にいるかなというような程度でございました。

それから駐車場でございますけども、お風呂の利用のお客様、それから児童館ご利用のお客様、それから保健福祉センターの社協のお客様であったり、役場の福祉課、健康こども課のお客様が大勢来られます。西田議員おっしゃるとおり、非常に多い時間帯だったり多い日もございますけども、放課後児童クラブをご利用される方のお迎え時の駐車場のご心配かと思っておりますけども、今のところ混むことはあると思っておりますけども、利用者に迷惑がかかるような状況がないように対応していきたいと考えております。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) とりあえず仮設ということですが、今後児童数が平均的に多くなると、他に場所を作らなければいけないと思っておりますけども、その辺を考えてはいるのか。

議長
健康こども
課 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

西田議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、児童数がこのまま同じような状況が続くということであれば、ちゃんと常設の場所を検討しなくてはいけないかなと思っております。

ただ、場所的に森小学校からかなり遠い場所であると、やっぱり児童の安全が守られないということがありますので、小学校の

中、若しくは小学校の周辺という形で対応ができるところがあれば、そこを常設とさせてもらいたいと考えております。

申込みの人数の状況を見ていくということが一つですが、これから子どもの数が減ってくるということもありますので、どのタイミングで常設をするかということにつきましては、またそこも検討していきたいと思っております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 今日、学校教育課の方はいないんですけど、森小の空き教室というのはないんですか。

議 長

(中根幸男 君) 比奈地教育長。

教育長

(比奈地敏彦 君) 教育長です。

西田議員の質問にお答えします。

空き教室は今現在あるかという部分については、現代的には一つ二つあります。ただ、ご存知のとおり逆行している教育現象というのがあるんですけども、子どもの数が減っていても、配慮を要する子どもさんがたくさんいるというようなこと。それと特別な支援を要する子どもという部分を考えると、もともと森小学校については、皆さんご承知のとおりオール3クラスぐらいの設定がしてあるんです。ところがその中においても、教育の流れの中でICTがあったり、パソコンが云々ということでそれがやはり難しくなっているというのが現状です。

今、森小学校についても第1と第2の児童クラブをやっていますが、本来的な姿で言うと、もっともっと足りないというのが今の現状です。ですからやはり子どもさんのことを考えると、私たちの立場で協力できることは何かということもありますので、子どもさんの推移というところが予想ができないものですからなんとも言えないんですけども、そういう働きが来たら、町当局とも話し合いをしながら、よりよい方向を見つけていけたらというスタンスでいきたいと思っております。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
ここでしばらく休憩します。

議 長 (午前11時37分 ～ 午前11時50分 休憩)
(中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第11号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。
日程第12、議案第12号「令和4年度森町国民健康保険特別会計
補正予算(第3号)」を議題とします。
本議案は、委員会付託する予定はございません。
質疑・討論・採決を一連で行います。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(中 根 幸 男 君) 起立全員です。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第13号「令和4年度森町介護保険特別会計補正
予算(第3号)」を議題とします。
本議案は、委員会付託する予定はございません。
質疑・討論・採決を一連で行います。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(中 根 幸 男 君) 「 質 疑 な し 」 と 認 め ま す 。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(中 根 幸 男 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
これから議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま
す。

議 長 (起 立 全 員)
(中 根 幸 男 君) 起立全員です。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第14号「令和4年度森町公共下水道事業特別会
計補正予算(第2号)」を議題とします。
本議案は、委員会付託する予定はございません。
質疑・討論・採決を一連で行います。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(中 根 幸 男 君) 「 質 疑 な し 」 と 認 め ま す 。
これから討論を行います。

議論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 中根幸男君 ） 「討論なし」と認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 中根幸男君 ） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本議案は、委員会付託する予定はございません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 （ 西田彰君 ） 簡易水道費が繰越明許費で上がったと。もう一度どのように繰越明許にしなければいけなかったかを少し説明をお願いします。

議長 （ 中根幸男君 ） 岡本上下水道課長。

上下水道課長 （ 岡本教夫君 ） 上下水道課長です。

ただ今の西田議員のご質問にお答えいたします。

三倉簡易水道事業の配水管布設替工事ということでございますが、ご承知のとおり、台風15号によりまして被災を受けたところでございます。

管の復旧工事につきましては、設計委託をせずに職員直営測量及び直営設計といたしました。このため、測量と図面作成等に時間を要しました。また、現場の道路は静岡県が管理する県道でありまして、また、県が管理します二級河川に隣接しておりますところから、道路占用及び河川の協議等々の調整に時間を要しまし

た。そのため、配水管の復旧工事の入札時期が少しずれ込みまして、年が明けてからの入札ということになりました。そのため管工事の時期につきましては、3月17日でございますけれども、これにつきましては埋設工事はもう既にほぼ完了しております、今日明日で仮設管から新しい管に水の入れ替え作業をする予定でございます。ただし、埋設に伴う舗装復旧工事分につきましては、予定としましては今月の23日の入札にかけまして、工事を進めたいと考えております。

これにつきましては、県の道路占用の基準がございまして、仮復旧したのち1か月間の自然転圧期間を設けることが原則となっております。そのため舗装復旧工事の始まりにつきましては、どうしても4月にならざるを得ないということでございますので、この3,460千円の舗装復旧工事費用分につきましては、繰越とさせていただきますということでございます。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 今回、水道課の職員の皆さんが本当に果敢に挑戦していただいた実施設計をすると。私は非常にいいことだと思います。技術を磨くというのが、職員にとっては、他の課もそうですけど、そういった技術を小さな町であっても職員が身につけるといことは非常にいいことですので、ぜひまた失敗を恐れずに果敢に挑戦してもらいたいと思います。

ただ、道路の許可、そういったものは事前にわかっていたのかどうか。河川の問題もそうですけど、その辺はどうでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

(中根 幸男 君) 岡本上下水道課長。

(岡本 教夫 君) 県道であり二級河川という認識は当然持ってございましたので、協議に時間がかかるというのはわかってございましたが、やはり協議するためには協議するだけの資料を揃えなければならないものですから、埋設するための図面なり設計の内容というのは、どうしても県との協議の際には必要になるものですから、その資料作成もあわせてやはりどうしても時間

がかかってしまったということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第15号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。
日程第16、議案第16号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。
本議案は、委員会付託する予定はございません。
質疑・討論・採決を一連で行います。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 5番、川岸です。
今回の新型コロナウイルス感染症患者等病床確保事業というところに43,641千円が入ってきているのですが、これの内容の説明をお願いします。

議長 (中根幸男君) 朝比奈病院事務局長。
病院事務局長 (朝比奈直之君) 病院事務局長です。
ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。
補助金の補正でございますけども、この補正につきましては、令和4年度の新型コロナウイルス感染症に関連する補助金の増額

でございます。

補助金の内容といたしましては、国の補助になりますが、帰国者接触者外来設備整備事業。二つ目として、救急周産期小児医療体制確保事業。三つ目としまして、新型コロナウイルス感染症病床確保事業。それから、新型コロナウイルス感染患者病床回転率向上促進事業。それから、新型コロナウイルスワクチンの巡回接種促進支援金。もう一つがワクチンの小児接種体制確保支援金という6つの補助事業に関連するものでございます。このうち既に収入済みのもの、それから県が窓口になっておりますので、県から確定を受けたものを今回補正をさせていただいているものでございまして、その合計額が40,234千円という金額となっております。以上でございます。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) よくわかりました。今後、新型コロナウイルスの補助金というのはなくなっていくとか、体制を変えなければいけなくなっていくと思いますが、そのスケジュール的なものがどうなっていくかを教えてください。

議長
病院
事務局長

(中根 幸男 君) 朝比奈病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに関する今後の補助金の見通しということですが、5月8日から感染症の分類が2類から5類に移行するということは、既に国から示されているわけですが、その対策に関する補助金については、まだ国から具体的に全く示されていないという状況でございます。今後、補助金というメニューが国から示されましたら、そういったものを有効的に活用し、病院の事業としても最大限活かしていきたいということ考えております。繰り返しになりますが、国から来年度の補助金については、示されていないというのが現状でございます。以上です。

議 長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第16号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。
ここでしばらく休憩します。
(午後 0時04分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議 長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。
日程第17、議案第17号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題とします。
本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
日程第18、議案第19号「公の施設の指定管理者の指定について(森町三倉デイサービスセンター)」から日程第20、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサービスセンター)」まで議案3件を一括議題とします。
本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

日程第21、議案第22号「森町道路線の廃止について」及び日程第22、議案第23号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 5番、川岸です。

町道路線の認定についての新田赤松線のところですが、この路線を先に認定することによってどのようなメリット、意味があるのか教えてください。

議長

(中根幸男君) 中村建設課長。

建設課長

(中村安宏君) 建設課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

議案第23号「森町道路線の認定について」の中の新田赤松線についてのご質問でございます。

提案理由の説明の中にも少し入れさせてもらったと思いますが、この路線につきましても、今後、整備を予定している路線になります。一部は現在の道路と被っている部分がありますが、森小学校の東側からNTTにかけては、まだ道の形もないようなところになってまいります。これをこれから整備していくこととなりますけれども、整備していく中で建物の移転等を考えなければいけないような場所があります。そういったときに、移転先として隣接地に建築などを計画される方もおられる可能性があるということでございます。一般的に建築をするにあたりましては、建築確認申請というものを出すこととなりますけれども、建築確認申請におきましては、建物が立つ敷地に対してどのような道路の取付があるか、接道があるかというところが重要

になってくるということでございます。

先ほども言いましたけれども、これから整備する道路でありますので、まだ道型がないというような場所に関しまして、建築確認で認められる敷地にするためには、まずは道路法の道路として認定をしていく必要があるということでございます。認定したうえで、道路区域をはっきりと決定させた中で位置指定道路というような認定を今度公に受けまして、そうすると確認申請上も位置指定道路に隣接をしているという判断におきまして、道型がない状態でも建築確認が下りるといようなことでございます。そういうことで今回、今後の整備に伴って建築される方に支障がないようにということで事前に認定をするものであります。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第23、議案第24号「令和5年度森町一般会計予算」を議題とします。

本議案は、第一・第二両常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

所管の委員会を間違えないようにお願いします。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

説明書の68・69ページの定住推進課さんのところですか。総務費の移住促進費のところ、新しい事業の「森町移住者新生活応援金」というのと「人をつなぐ関係人口創出事業補助金」の説明をまずいただきたい。それと、その上の「住もうよ森町新婚さん応援金」と「結婚新生活支援補助金」の昨年の実績というものを教えていただきたいというのが一点です。

次の点が140・141ページ、商工費の「歴史的文化的建築物活用プロデュース業務委託料」20,350千円というのが、遠州の小京

都リノベーション計画からのプロデュース業務委託料ということなので、こちらの詳しい内容の説明をお願いします。

そして、その下の工業誘致対策費ということで、今回は「遠州森町PA周辺開発課題整理業務委託料」というのが初めて挙げられているんですが、昨年度の中川下工業専用地域と森掛川インター周辺地区の開発可能性調査がどのような結果になったか、その結果を教えてくださいたいです。

議 長
定住推進
課 長

(中根幸男君) 森下定住推進課長。

(森下友幸君) 定住推進課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

まず、説明書68・69ページの2款総務費2項企画費5目移住促進費のうち、新規事業となっております「森町移住者新生活応援金」、それから「人をつなぐ関係人口創出事業補助金」について、説明させていただきます。

「森町移住者新生活応援金」につきましては、今まで森町では直接移住者に対して金銭的な応援というのを行っておりませんでした。でも、県内のそういった取組を見ますと、湖西市ですとか菊川市、それから焼津市とか、この近辺でも移住者に対する金銭的な支援をしているということで、何かできないかなということで検討させていただきました。それで、森町への移住を考えてくださる方に寄り添って、新たな新生活をスタートさせるきっかけ、また応援となるような補助制度ということで考えさせていただきました。「森町移住者新生活応援金」の内容につきましては、五つの事業で構成しております。ちょっと長くなりますが、説明させていただきます。

一つ目は「ようこそ森町定住促進応援金」ということで、森町外から転入する方に新生活をスムーズにスタートさせるための一時金を支給するということです。単身世帯には5万円、二人以上の世帯には10万円、それから子ども加算としまして、一人当たり5万円を支給する予定です。

それから二つ目が「空き物件利活用応援金」ということで、町内の空き物件を購入又は賃貸して定住する場合の移住に係る費用の一部を助成するというで、空き物件を購入した場合には50万円、改修する場合には30万円を支給する予定です。

それから三番目「企業チャレンジウェルカム応援金」ということで、転入して森町内で起業し、営業を開始する場合に要した費用の一部を助成します。費用実費額としまして、上限30万円を補助する予定です。こちらについては、転入後1年以内に町内で開業することということと、3年間の事業計画書を提出することを求めています。

四つ目が「リモートワーク移住応援金」ということで、町外の事業所に勤務している方がその事業所に所属したまま町内に移住し、リモートワークを行うための設備整備等に要した費用の一部を助成するというで、費用実費額上限20万円を補助する予定です。

最後の五つ目になりますが、「ウェルカム移住体験応援金」ということで、町への移住を検討するため森町を訪れ、移住体験を行うためにかかった経費、宿泊費、交通費、体験料等ありますが、その一部を助成するというで、費用実費額一世帯につき、一回3万円を助成する予定です。

各制度につきましては条件をつけさせていただきまして、転入前に定住推進課又は森町移住コーディネーターに相談し、移住希望登録をしているということ。それから、最後のウェルカム移住体験応援金を除いて、町内の空き物件を利活用して移住すること。それから、転入前5年間以上継続して町外に居住していること。転入後6か月未満であること。それから、森町に5年間以上定住することを誓約することなどを条件とさせていただきたいと思っております。来年度始まりましたらこのように広報をして、移住者の獲得につなげていきたいと考えているところです。

二番目の「ひとをつなぐ関係人口創出事業補助金」について説

明します。

関係人口といいますと、交流人口とか定住人口には属さない地域内にルーツがある方だとか、何らかの関わりがある方、過去に勤務とか居住、滞在等をしていて、そういった何らかの関わりがある方、また行き来する方、そういった地域との関わり。それから地域との関わりへの思いとか、地域への関わりとの関係性とかそういったものが、交流人口でも定住人口でもないという方に対して使われる言葉です。こういった関係人口を創出して、森町でも人口減少、高齢化等によって地域づくりの担い手不足という課題に直面していますので、そういった関係人口を掘り起こすことによって、変化を生み出す人材が地域に入り始めて、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることを期待するというところで作らせていただきました。

実際の制度の中身としましては、そういった関係人口創出につながる拠点整備事業に対して支援するということです。そのために森町にあります遊休不動産、空き家、空き店舗等を活用して新たな事業を展開するそういった団体に対して補助するということになっています。補助内容としましては、建物改修費、工事費、事業費、原材料費、それから設備備品費等を補助対象とします。対象となる団体は、代表者が森町民である団体、それから町民又は町内に勤務する者が3人以上構成員になっていること。それから事業の企画立案から実績報告まで責任をもって履行できると認められる団体であること。それから町内の空き物件等利活用して行う事業であって、継続性が見込まれていること。それから空き物件等の活用に当たっては、団体のように営利居住の目的としないことなどを求めています。そういった団体に対して補助をするということで、採択の予定件数は3件で、補助率は10分の10、一件上限100万円としております。

しかし、採択に当たってはそういった団体の事業の審査が必要になるということで、事業の目的、それから関係人口をしっかりと

創出できるような事業計画なのか。それから事業として継続するための収益性が見込めるのか。そういった事業を実施できる体制が確保されているか。5年以上継続できる事業計画になっているか。それから、他の事業と区別感が図られているかなどを審査して、決定をしていきたいと思っております。そういった全く新しい事業ですが、この「ひとをつなぐ関係人口創出事業補助金」につきましては、そのような内容となっております。

先ほどお話した「森町移住者新生活応援金」と「ひとをつなぐ関係人口創出事業補助金」につきましては、ふるさと応援基金を充当させていただき予定となっております。二つの新事業の説明は以上になります。

次に、質問がありました「住もうよ森町新婚さん応援金」と「結婚新生活支援補助金」の過去の実績ということでお答えさせていただきます。

「住もうよ森町新婚さん応援金」につきましては、令和3年度から実施をさせていただいております。令和3年度の実績につきましては、25件、25組の新婚さんに応援金を支給しております。令和4年度につきましては、現在のところ19件となっております。昨年度に比べますと伸びがまだかなというところであります。

次に、令和4年度から始まりました「結婚新生活支援補助金」につきましてはの実績ですが、今のところ60万円を2件支給しております。それで、現在のところ追加で2件の見込みがありますが、婚姻届を出してから1年以内に使った費用について補助するということになっておりまして、これからその1年分を使うというのは大変でありますので、来年度に継続して補助する制度を今考えております。そのように残り2件については、来年度交付するような形になっていくかなと思います。今のところ交付は2件ということになります。以上です。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

川岸議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

説明書の140・141ページでございます。7款1項3目、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料に係るご質問でございます。

この経費については、全員協議会や先ほどの3月補正の質疑の中でも触れましたけれども、城下地内の旧藤江勝太郎邸の利活用にあたる事業になります。要はプロポーザル形式によりまして、「GREENING」という会社の提案に基づいて利活用していくということでございます。この業務委託料については、この業者による改修及び開業までの企画プロデュースに係る業務委託料でございます。

内容については、この会社がこの旧勝太郎家を使って、今後もそこで事業を行っていくということもございますので、トータルコーディネートする必要があるということでございます。業務の中身とすると、まさにその企画プロデュースに係る経費。あとはトータルコーディネート、デザインということから、グラフィックデザインに係る経費。あとは開業までの準備ということで、ホームページ制作にかかる経費。開業を踏まえての広告宣伝にかかる経費。あとはやはりこのような業種でございますので、また最近ご案内のように求人、人の確保が難しいということでございますので、求人広告に係る経費。また、開業前のスタッフ研修にかかる経費等を含めて、今、上程してある金額になっているところでございます。この会社については、全員協議会でも申し上げましたけれども、東京都の小田急電鉄の地中化に伴う下北沢地区の開発の実績があるということと、現在、沼津市において、歴史的文化的建築物の利活用事業にも取り組んでいるということでございます。

次に、4目工業誘致対策費の中の遠州森町PA周辺開発課題整理業務委託料でございます。

これについてはPA周辺、ここはフロンティア地区にもなっ

いるわけでございますけれども、ここの開発可能性を探る前段の課題整理といった形になるところでございます。ここについては、ご案内のように茶畑が広がっていたり、草ヶ谷パイロットが隣接したり等々あります。そういった法的な課題、施策別の課題、地形等の課題、そういったものの課題整理をしていきたいということでございます。

ご質問のあった、今年度事業の中川下工業専用区域の開発可能性調査についてでございます。これについては、調査を進めて農業調整の関係、あとは開発にあたる道路の関係、接道の関係等々整理をさせていただいております。その中で区域を大きくは3区画、A・B・C区画というように分けて、言葉でお伝えするのはちょっと難しいかもしれませんが、あの地区の西側の空いている工業専用地域があるんですが、そこを一つのA区画部としまして、道路を挟んで金山化成さんの隣の土地も工専地区になります。そこを一つ。それと、新しくできた松井梱包さんの東隣の農地を、一つの区画として定めております。もう一つは、今、杉本金属さんの駐車場があるんですが、その道路向かいの区域を一つの区域として設定しまして、調査を行わせていただいております。現段階では区画ごとに割って、これについては企業局の補助金もいただくものですから、企業局とも相談させていただいております。そういった中で土地の概略の造成費とか、そういうものをちょっと入れて計算して、坪単価等も出ているわけでございますけれども、大きな課題はないのかなど。一つには農地、青地の地域がございますので、そういったところでまだ、青地の地域ですぐに外せるところ、外せないないところもあるというところがございます。そこについては、工専区域を拡大していくのか、今、行っている農振の定期変更の中で扱えるのか等々、そういったところの次の課題がありますので整理しているところでございます。

インター周辺については、それこそ3月補正の中で繰越させていただいております。提案理由にもございましたけれども、やは

り委託業者が災害の測量設計を優先すると。それについては、知事からの通知で県下一斉にそういった対応をしているわけでございます。という中で繰越させていただいておりまして、四半期ぐらいには出てくるのかなというようには考えております。

その中でやはり課題となっているのは、地盤調査、ボーリング調査をやっているわけでございますけれども、やはりそのボーリング調査をやった箇所の中に、やはり深いところでもちょっと軟弱な地盤が出てきているとか、より詳細な調査が必要な箇所も出てきております。やはり調査する以前にも、北戸綿工業団地等でも地盤の問題があったように、この地域も同じような地盤であるというところから、そういったところについては少し課題が出てきているというところでございます。

あとは概算事業費等々をまだ算出しておりませんので、そういったところでは概算事業費については、結局企業を呼んでこれる造成のやり方については、その地盤調査の結果によってどういったやり方をすべきかというのが出てきますので、それが出てこないとなかなか出てこないというところございますので、現在は今申し上げた状況でございます。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 細かくありがとうございます。

68・69ページの定住推進課さんは、いろんな新設の応援金だとか補助金も含め、また令和3年度から始まっている「住もうよ新婚さん応援金」も工夫を凝らしていただいて皆さん努力していただいて、つまり25件の新婚さんが森町にやってきているという、どこに住もうかって思ったときに森町を選んでいただいているということです。令和4年度も20件近い方が森町を選んでいただいているということは、すごく効果が出ていると思います。新生活支援補助金も、いろんな方向からいろんなことを考えていただいているんだなということがよくわかりました。

この「ひとをつなぐ関係人口創出事業補助金」についてですが、

今伺った点だと、団体の事業者が森町民であるとかであったり、割とある程度はこれを利用する人が決まっているのかなというような雰囲気があるんですけども、何かそのようなこの団体にはそういうのを勧めてみようかという目星があって、これを想定されたのか。何かその活動する団体というのが、ある程度想像できているのかなというところを聞いてみたいと思いました。

そのあとの141ページの産業課さんですけども、この遠州の小京都推進費の、まずは藤江勝太郎邸のプロデュースということですが、その中に藤江勝太郎さんの、この森町における森町ご出身の藤江勝太郎さんのことを例えば体験できるとか、茶業史のこととか、何かそのようなことに触れるような空間というか、そのようなことが作られているのか。そのような歴史的な根底が、ちゃんとこのコンセプトとして入っているのか。とにかくサウナとかというのだけがバーンと飛び込んできて、ちょっと突飛な感じがどうしてもしてしまうので、やっぱり遠州の小京都というところは本当に森町のアイデンティティ、一番大切にしなきゃいけないところなので、そういうところを一番わかってやってくださっているのかなという心配があるので、そここのところの説明をお願いします。

工場誘致対策費については、ご説明いただいたとおりで了解です。

議 長
定住推進
課 長

(中 根 幸 男 君) 森下定住推進課長。

(森 下 友 幸 君) 定住推進課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

人をつなぐ関係人口創出事業補助金について、想定している団体等あるかということでした。

まず、この事業につきましては、補助率10分の10、それから一件上限100万円ということで、結構予算規模の大きい補助金になりますものですから、その団体の選定については、慎重に審査してやっていきたいと考えております。現在のところ想定している

団体としましては、具体的な名前は控えさせていただきますが、森地区で空き店舗をリノベーションして、ゲストハウスだとか店舗として活用しようとしている団体がありますが、そういった団体。それから、天方地区で空き家をリフォームしていて、地域の拠点を作ろうという団体があります。そちらを担当者としては想定しています。

この補助金を認めていただければ、そういった団体にお声掛けをして、こういった補助金を活用してみないかというような話をしていくように、今のところ考えているところです。以上です。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

川岸議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

それこそ申し上げているとおり、ここの利活用については、サウナ付きコワーキングスペースの整備、地元特産品を活用したラウンジ兼来訪者と地元住民の交流を図るコミュニティスペース等、そういったものを検討しております。

サウナにもいろいろあるわけでございますけども、ロウリュウサウナということで緑茶やウーロン茶を熱い石にかけてやるとかといった形で、それこそ先日の農業新聞等でも、緑茶を活用したそういうサウナについても違うところで取り組むとかそういった形になっております。ですのでお茶、そういったウーロン茶に関わる体験というのはできてくるのかなと。それと当然細かいこと、どういうスペースにするのか、こういったものをその中に盛り込んでいくのかということについては、それこそ設計業務の中で取り組んだり、今、提案させていただいているプロデュース経費の中で、業者等と議論をしながら取り入れていくのかなとは思っています。

もう一つ、それこそ遠州の小京都リノベーション推進計画の中で現時点で検討しているものとして、旧児童館・旧静銀跡地については、そういう観光の森町の歴史文化を感じられる施設等々を

議 長
産業課長

検討しておりますので、そういったところでもそういったものを紹介するとかというような、逆にそこで施設のつながりをつけるとか、いろんなことも検討できていると思いますので、そういったところも含めてこの施設の中に何を盛り込んでいくのかということについては、詳細に今後詰めていきたいと考えております。以上です。

議長
5番議員

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 最後をお願いします。

定住推進課さんの件はわかりました。

遠州の小京都リノベーション推進計画についてですけれども、今年度に建設課さんで景観計画を立てるときには、割と皆さんの意見を聞くというか、あれは割と規制がかかってしまうので、パブリックコメントをもらうというようなことをすごく意識したと思うんですけれども、こういう小京都リノベーション推進計画というものも歴史的文化的ということなので、社会教育課さんとしてしっかりと話をされたのかということも全員協議会でも質問が出ましたし、そういう町民の意見が取り入れられるという余地が、これからそのリノベーション計画の中であるのかどうか伺います。

議長
産業課長

(中根幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

川岸議員の再度のご質問にお答えします。

遠州の小京都リノベーション推進計画の中の事業に対して、町民等のご意見の反映ということの質問かと思えます。

まず、遠州の小京都リノベーション推進計画においては、繰り返しになりますが、そのリノベーションに係るプロジェクトチームの会議、これは担当クラス、主幹クラスの会。その上に課長クラスの会議を設けて、それこそ全庁的に取り組んでいくということでございます。ですので、まずその施設、場所によって、担当課が変わってくる。当然その全部のトータルコーディネートをする

るのは、遠州の小京都P T会議等でチェックなり進捗を図っていくわけでございます。

その中でお尋ねの社会教育課、そういった形の歴史文化に係る部分のご意見といった部分については、そういった会議のところで出てくるのかなと。そういったところで調整していくのかなというようには考えております。

また、この遠州の小京都リノベーション推進計画を作る際に、どういったことを念頭に置いて作ったかということでございますけれども、それこそ議会での一般質問で、いろいろご意見をいただいた部分が箇所によってあります。また、これまでの森町を語る会、町長と語る会で、例えば公園が欲しいとか、これまでそういった具体的ないろんな要望がございます。

そして、各課の職員がそういう町民の意見や今までいただいた議会での一般質問、繰り返しになりますが、町長と語る会等々で直接いただいている部分、そういったものを踏まえて計画を作成しております。作成する前段階において、各課の職員にこれまでの業務の中等々で考えている意見を、一度全部拾い上げてはおります。そういった形で作り上げた推進計画でございます。箇所については、それこそ町有地でございますので、歴史的文化的な建物については町有地でございますけれども、今、遠州のリノベーション推進計画の計画を立てている箇所については、町有地であるということもありますので、そういった形で進めております。

個別の施設等を作る際には、当然地元の町民の方々、町内会の方々にご理解をいただいたうえで進めていくのかなというようには考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡戸 章夫 君) 6 番、岡戸です。

私も歳出の140・141ページの、7款商工費のところでは。

川岸議員の質問のところと重なるところがあるかもしれません

けれども、まず一つ目は、遠州の小京都推進費の委託料。先ほど来より出ている歴史的文化的建築物利活用のところでは。

こここのところのスタートアップに関しては、そういった設備改修、求人、研修をずっと委託会社さんをお願いしていくということですがけれども、実際に運営もできるよという業者さんですので、その先という運営の仕方、もっていき方、例えば毎年委託契約していくのか、3年のスパンでやるとか、そういったその先の運営の取り決めといたしますか、そこら辺はどう考えているのかをお聞かせください。

それと、まだ全然始まる前にこういうことを言うのもなんですけれども、仮に撤退するという場合があった場合のそういったところの取り決めとか、そういったところも今後の契約の中でいろいろ出てくるのかなとは思いますがけれどもそこら辺。

それと次に、同じく141ページの0005観光誘客推進事業として、一番下に「大河ドラマ連動観光誘客事業補助金」があります。新商品の開発とかイベントをやっていきますというお話でした。ここですけれども、大河ドラマというところでそれが放映されている間は、ブームである程度いろいろ盛り上がるんですけども、その大河ドラマが終わると、よく言われるようにずっと水が引いたように元に戻ってしまうというロケ地なんかもあるということです。本来はドラマが終了した後も、そういった大河ドラマをきっかけに引き続き誘客につながる仕掛けになっていくのが理想かなとは思っていますので、こういった商品を開発していくか、こういったイベントをやっていくか。それと、大河ドラマが終わった後も、引き続き誘客につながるような仕掛けになっているか、そこら辺を少し教えてください。一旦その二つをお願いします。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

140・141ページ、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料に係るご質問でございます。

この先の運営の取り決めはどうなっているのかということ、または撤退するというような取り決めということではございます。

まず、藤江勝太郎邸につきましては町有施設でございますので、今の制度の中でいくと、やっぱり指定管理といった形で契約を結んで進めていくのかなとは考えております。ご提案いただいたときに、先方さんからは10年間の経営の試算はいただいております。そういったことです。当然今後このプロデュースを共に進めていく、当然そのプロデュースで物件をやっていくわけですから、お互いに意見交換をしながら、こちらの意見も取り入れていただきながら進めていくということになるかと思っています。

そういった中で、今後の何年間とかということも、今後検討していくのかなというようには思っています。撤退するときの取り決めということでございますが、そういった契約の中でこういった契約を結ぶかといったところにもよると思いますが、基本的に契約期間については、やっていくといった前提で事を進めていくのかなと、制度的にはそういうことかなと思っています。当然そういった前提で仕事をするというか、そういった前提は考えておりませんが、そういったことになるのかなと思っています。

次に、どうする家康に係るご質問でございます。

まず、ここの業務の内容について申し上げたいと思います。大河ドラマ連動観光誘客事業ということでございます。観光協会へ委託して、観光協会の中で取り組んでいくという予定であります。こういったことをやっていくかというところでもありますけれども、アクティ森を舞台にして、今、人形も飾ってございますけれども、そこでお茶会を開いたり、あとはそういった森町に関する新しい商品、例えばまんじゅうでありますとか、例えば戦国夢茶とか、これはあくまで例でございますけれども、そういったものを作って、アクティ森の中で5月下旬、6月上旬ぐらいに森の茶会 in アクティ森で、例えばそこで森山焼を使うとかそういった形でイベントをするとともに、引っ掛けたという言い方はあれで

すけども、家康に関わるそういった商品を開発したり販売したり
ということを検討をしております。

岡戸議員おっしゃるように、これがレガシーとして今後に残っ
ていくという観点になるのかなと思いますけれども、考え方とし
て、まず観光誘客と言った意味では、こういった話題づくりをし
て、イベントをして、まず森町に来てもらうと。そこは家康がや
っているからこういうこともやってるよという視点の取組と、そ
れをレガシーとしてと言った場合については、今回、今年度予算
でお認めいただいた戦国夢街道の中で整備をさせていただいて
いると。看板も綺麗にしてより歩きやすいようにして、来たとき
にもより実感できるようにしてはございます。それが観光という、
来てもらうという視点での取組かなと思っております。

もう一つは家康に関わる、言い方はちょっと平たい言い方にな
って申し訳ないですが、それが歴史的に本当かどうかというのも
あるんだけど、いろんな言い伝えがあるというものについては、
それはそれで観光として整理するのか、歴史的な部分として整理
していくのかというのはもう一方であるかなと思っております。

今回の提案している事業につきましては、先ほど申し上げたア
クティ森でのお茶や和菓子を楽しんでもらう。例えばそれがうぐ
いす餅であるのか、そういったことは今後検討していこうかなと
思っておりますけども、要は露店形式でちょっと雰囲気を出して、
周りをいろんな白い布、例えば家康に関わるもので囲んで、そ
ういう空間を作り出して来てもらうといったことを考えておりま
す。以上です。

議 長
6 番議員

(中 根 幸 男 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 再質問させていただきます。

今の二件は了解しました。

同じく141ページの、これも先ほど来出ましたけれども、遠州
森町PA周辺開発課題整理業務委託料についてです。

先ほど説明がありましたように、開発可能性といえますか、そ

の前段階の整理をしていきたいというお話でした。それは納得できるんですけども、ただ、そうは言ってもあまり漠然としていると、やはりどういう課題があるかというところにつながっていかないと思うので、大きく例えば造成までした場合にどういった課題が出てくるかということとか、それともそういう地形的なものは活かした形で何か開発していくという場合とでは、そこで出てくる課題とか見方も違ってくるかなとも思っております。

そこで一応課題整理ということですがけれども、もう少しこういうことをやっていきたいので、課題を整理したいというものがあるのか、そこら辺を教えてください。

それと、周辺という言葉が使われていますけれども、例えばパーキング周辺の例えば半径何キロ以内とか、パーキングの北部の辺りとか南部の辺りとか、そういったエリアとしてはどの辺を考えているのか、そこら辺をお聞かせください。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

岡戸議員の再度の質問にお答えします。

遠州森町P A周辺開発課題整理業務委託料ということで、内容とすると先ほどと繰り返しになりますが、制度的なもの、あとは地形上のもの、あとは法的なクリアしなきゃいけない課題等々を整理していくというところがございます。

それこそ産業課においていろんな業務を抱えていますので、なかなかそれを専門的にいくということが難しい状況でございますので、専門の委託業者を使って、そういったことを進めていくというところにはなります。

どういった用途にということに関しては、やはりP A周辺でございますので、いろんな話が来ています。それこそトラックの流通の中継地であるとか、あとはP Aが近いので商業施設等々の話とか、アイデアに近いぐらいものですけども来ております。物としては、そういうところがメインになるのかなと現時点では考

議 長
産業課長

えております。

場所については、それこそP Aの東側というのか、東南側というのか、お茶を協力造成したところと、その隣接する草ヶ谷パイロットのところ。当然そこは茶園でございますので、森町として当然茶業をどうしていくかというのも、一方では整理、検討していかなきゃならないと。それはある意味大きな課題でもあるんですけども、そういったところもございます。広域農道沿いから行くと、上側というか上流側というところの山林の部分も含めて、茶業についてもまだまだその土地は良い土地だからやるってなった場合に、少しP Aからは離れるけども、ほんのちょっと離れるんですけど、逆に商業施設等だと渋滞等の問題があるので、多少離れていた方がいいとかというところもございますので、場所については、草ヶ谷パイロットのちょっと上側の山林も含めて検討していきたいなと考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありますか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤 明孝 君) お願いします。

まず、55ページをお願いします。総務費になります。2款総務費1項総務管理費の中で、町有施設の解体工事について、一点お聞きしたいと思います。

これにつきましては、解体すべき旧の建物がそこに書かれてございますけれども、これにつきましては、もう業者等は既に決定されているのか。それとも、これから入札等で決定されるのか。また、解体工事によって生み出される廃材とかがれき等の処分費用についても、この16,500千円の中に含まれているのか。もしも含まれていなければ、また令和5年度の補正等で新たに計上されるのかという点をまずお聞きしたいということ。

そして、同じく55ページ、企画財政課になります。森林環境整備促進積立金につきましても、7,401千円が予算化されてございます。この積立金というものにつきましては、何らかの使用目的

等があつて積立なさると思いますが、森林環境のお金につきましては、確か令和元年度から国から臨時的に試験的に交付がなされていると思います。そして、令和6年度から住民税に1000円上乗せされて、新たに森林環境税ということで税金が徴収されるという話も聞いております。こういったことを見越したうえで、この積立金として計上をされるのかどうかという点。

そしてもう一点、今度は61ページになります。同じく今度は総務課です。11節の役務費のソフトの保守委託料44,152千円。このI C関係の業者につきましては、令和4年度と同じような業者、随契的なものになるのかどうかということ。

更に、この委託料として契約するこの期間的なものがどれぐらいになるのかということ。

そして、その下の12節委託料のところ、ハードウェア使用料、ソフトウェアの使用料のお金が、合計で7,600万程になっております。この金額等については、予算付けは年間使用量に対するものか。こういったところをあわせてお聞きをいたしたいと思えます。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

54・55ページの工事請負費、町有施設の旧児童館・旧静岡銀行森町支店の解体工事でございますけれども、これにつきましては、まだ業者は決まっておりません。これから予算をお認めをいただいた段階で、業者に入札等をしていって、業者を決定をしていくということで計画をしております。この予算を計上するときに見積りを取得をさせていただきまして、その見積りの中には処分費も入った見積書となっております。

続きまして、60・61ページになります。

0001の電子計算業務費の関係のソフト保守委託料でございますけれども、これにつきましては、それぞれ従来の役場の業務を実施

していくために必要なソフトの保守委託料となっております。森町は基本的には日立システムズに町の電算業務、またはシステムを委託しておりますので、日立システムズ等の関係の委託料というような形になっております。

また、内容によっては、システムによりましてはシステムの提供先の保守というようなことになっております。同じく使用料及び賃借料のハードウェア使用料、ソフトウェア使用料につきましても、役場の業務で必要となってくるそれぞれの業務、特にハードウェア使用料等は、パソコンのレンタル料というようなこともございますので、そういったところ。それから、それぞれの業務を行っていくためのシステムの使用料ということで、これにつきましては単年度での使用料というようなことになっております。以上です。

議 長
産業課長

(中 根 幸 男 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。

佐藤議員の森林環境整備促進基金積立金ということで、基金に関するお尋ねですが、その使い道に対する質問でございますので、私から回答させていただきたいと思っております。

森林環境譲与税につきましては、今ご発言のあったとおり、令和6年度から皆さんに課税するということとなります。制度とすると、譲与税についてはそれを前倒しでやっているということで、国でお金を用意して、前もって譲与税としていただいているということでございます。

その背景については、CO₂削減が喫緊の課題でございますので、そういったことを踏まえてCO₂を留保する森林の整備が大事だということで、前倒しでやってきているという背景がございます。そのうえで譲与税という形でございますので、基本的には自治体が森林環境税の目的に沿った使用ができるということろでございます。今年度については、森林環境譲与税ということで、歳入で2,500万ほどが来る予定になっております。

令和5年度については、その譲与税を活用して公益的機能向上の森林整備を850万円で、インフラ保全に係る整備。これは要は道路際の間伐をする事業。あとは林道の補修に係る事業。あとは森林環境教育に関わる事業等に充当をして、その残りについて、ここで7,401千円を積み立てるということになっております。

この7,401千円がただ余っているのかということではなくて、先ほど申し上げました今後も当然公益的機能の向上の森林整備については、これまで森林の意向調査を橘地区でやっているんですけども、そこでやはり自分でなかなか手が入れないよと言ったところの森林整備について、町が請け負ってやろうと、協定を結んでやりたいということで事を進めています。そういった森林が多少は増えてくること、あとは今後森林整備というのは、CO₂削減というのがもう世界の課題になっているので、そこについては、町としても取り組むべきであろうということで、森林整備に係る今後お金が要るであろうということから積み立てています。

基金の性質とすると、ある大規模な事業をある年度の中でやろうとすると、当然他の事業を圧迫するので、基金として別に財布を取っておいて、例えば何年度かにこういった大きな事業をやりたいと。例えば国庫補助事業についてやりたいというタイミングを逃がさずできるように積み立てているというのは、基金の性質でもございますので、そういったものに充てられるように基金に積んでいるといった前提がございます。

今後、基金の性質をうまく活用して、例えば公共施設等の何か施設を作るときに、やはり森の木材を使ったり、そういったことをやることについても環境譲与税については充当できるので、この基金に積んでおくことによって、少しまとまったお金を使って森林整備したい、建物を整備したい、木がふんだんにあふれた建物を整備したいといった際には、ここで効果的に積んだ金額を使って、基金を使ってその事業をやっていくといったことを検討

しているのです、そのために基金という性質からすると、ある程度重点的に思い切って取り組んでみたいときに、基金に積んでおくといった基金の大前提がございますので、そういった意味で毎年ここに積ませていただいているということがございます。以上です。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午後 2時08分 ~ 午後 2時20分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

はじめに、議員の皆さまに申し上げます。

質疑の前にページ番号と款項目を告げてから、質疑の内容説明をお願いします。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) それでは、61ページです。

2款総務費1項総務管理費の中から、61ページになります。町内会公民館整備補助金につきまして、お聞きしたいと思います。

予算的に3,200千円という金額が示されてございます。これにつきましては、例えば公民館を新築する場合の補助金と比べると、金額的にちょっと低くなっております。これにつきましては、今話した新築の場合とまた違う補助金という扱いになるのか。また、そうであるならば、例えば新築の場合とこの補助金を併合して申請することは可能であるのかどうか。そして更に、この整備補助金についての申請の方法、もしくは条件等は何かあるのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

60・61ページの町内会公民館整備補助金でございます。

まず、この補助金の内訳でございますけども、備品購入補助金に100万円、それから明治町の公民館修繕に220万円ということで、合計3,200千円の予算を計上をさせていただいております。

議員ご質問の新築等の補助の関係でございますけども、新築等につきましても、この森町町内会公民館整備事業費補助金交付要綱ということで、その要綱に基づきまして申請をしていただいております。申請の要件といたしましては、新築事業費につきましては、補助対象経費の2分の1以内の額で、補助限度額は400万円。バリアフリー等の整備を行う場合については、450万円の補助の限度額になります。

それから増築事業、改築事業及び修繕事業につきましては、補助対象経費の3分の1以内の額ということで、上限額が240万円という形になっておりまして、対象経費が150万円を超える事業に限ります。先ほど申し忘れましたけども、新築事業につきましては、補助対象経費が300万円を超える事業に限るということになっております。それから備品購入事業でございますけども、補助対象経費の3分の1以内の額で、補助限度額が30万円という形になっております。

申請をしていただく場合につきましては、それぞれ町内会の方が総務課に申請をしていただいて、内容を審査させていただいて補助決定をしていくというような形になっております。新築事業、それから増築事業につきましては、この公民館の整備事業費補助金交付要綱の中の事業の一つであるということでございます。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) 中根です。

159ページ、9款1項1目、0001袋井市森町広域行政組合消防分担金で、増額の理由ではっきりしているものがあればお伺いをしたいということ。

181ページ、10款4項1目、健康こども課さんの0002の修繕費。ページで言いますと181ページになりますが、修繕費の内容的なものがある程度ははっきりしているようであればお伺いをするとい

議 長
防 災 監

うこと。

もう一点、191ページ、10款6項4目、0001の中の委託料、文化財保存活用地域計画作成委託料についての3,696千円の内容。その三点をお伺いしたいと思います。

(中根幸男 君) 小澤防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。中根信一郎議員のご質問にお答えします。

説明書の158・159ページ、常備消防費の0001常備消防費の負担金、袋井市森町広域行政組合消防負担金についてでございます。

この昨年度等との比較で増額分の要因というご質問でございますが、主に職員が4名増員になったということで、その人件費に係る部分が一番大きな増額要因ということでございます。

それと中東遠消防指令センターの運営経費ということで、指令システムの全更新に係る経費の増ということです。令和6年度にこの指令システムの全更新の工事が行われるわけですが、それを準備段階としまして5年度にその受け入れの整備ということで、その経費に係る部分が増額の要因というのがもう一つの要因ということでございます。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。中根信一郎議員の二つ目のご質問にお答えします。

180・181ページ、10款4項1目の修繕費ですが、幼稚園の修繕費になります。まず、備品の修繕費としまして、幼稚園に直接その幼稚園の支出をしてもらうという令達分も入っておりますが、そこで330万程度あります。この修繕の内容としましては、遊具点検等による指摘事項の修繕が200万入っております。

それから施設修繕費として、その中の物件費でこれも各園で何か修繕が必要なことがありましたときに、対応できるようにということで30万予算計上しております。

それから施設修繕費の維持補修の部分ですが、そこに140万程

度予算計上させてもらっております。その中身としましては、消防点検による指摘事項のものが各園ございます。それから幼稚園から要望がございました内容で、例えば今実際に使えない遊具というのがありまして、使用禁止させてもらっているものが園田幼稚園、それから一宮幼稚園にありますので、その遊具の撤去。それと大きなもので言いますと、園田幼稚園の園庭の東側のフェンスの取り替え等に80万程度予算計上をさせてもらっております。内容としては以上となります。

議長
社会教育
課長

(中根 幸男 君) 松浦社会教育課長。

(松浦 博 君) 社会教育課長です。中根議員の三つ目のご質問にお答えをいたします。

191ページ、文化財保護費、0001文化財保護費の文化財保存活用地域計画作成業務委託料3,696千円についてですけれども、この内容は地域計画を5年度・6年度で作成をし、7年度に認定をする計画であります。その計画作成の支援業務を業者に委託する費用でございます。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

1番議員

(増田 恭子 君) お願いします。

まずは、説明書の102・103ページ、健康こども課のところです。3款2項3目、保育園費です。要支援児童保育事業費補助金2,880千円は、新規事業になると思います。先日の説明の中では、発達発育に課題のある児童に対する事業費の補助金ということで聞いておりますが、この辺のもう少し詳しい内容がわかりましたら教えていただきたいです。

次にページが戻りますが、94・95ページにあります3款1項4目、老人福祉費の負担金、ふくろいファミリーサポートセンター負担金427千円。これと同じ負担金で、104・105ページにも、同じ負担金のところでふくろいファミリーサポートセンター負担金344千円ということになっております。こちらは多分高齢者に対

してのものと、あと子どもに対してのものとの違いでここがわかれていると思います。こちらは令和5年度だけでなく、毎年負担金を支払っていることだと思っておりますが、こちらの利用実績がわかったら教えてください。

三点目になります。188・189ページ、10款6項3目、0002杭迫柏樹氏寄贈作品管理経費ということで修繕費1,463千円です。こちらはピクチャーレールの取り付けと聞いておりますが、各学校とか、あと公営の施設とか、そういうところの作品の展示のためと理解しておりますけれども、具体的にどこに飾るかということが決まっているのであれば教えていただきたいです。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

102・103ページ、3款2項3目の保育園費のところ、補助金・交付金の要支援児童保育事業費補助金です。2,880千円ということで締結させていただいております。

これにつきましては、新規事業となります。各保育園で障害を持った児童が入所されると、その障害児に対しては療育加算という加算が公定価格の中で付けられるのですが、障害のグレーゾーンと言いますか、障害かどうかまだはっきりとわかっていない。でも、保育に関してかなり支援を要する児童がいる場合に、各園で加配の保育士を実際に付けております。これにつきましては、摩耶保育園、ときわ保育園ともに、それぞれ各園で1名から2名の加配保育士を任用しまして、保育にあたっているというのが現状です。それらにつきまして各園の経営の中でやっていただいているのですが、やはり要支援児童の対応というところで、かなり現在も増えてきているような状況ですので、少しでも支援ができないかというところで今回新設させていただきました。

その内容としましては、加配に必要な保育士を各園1人までの部分を、対象とさせてもらって補助をしていきます。対象経費と

しましては、加配保育士の雇用に必要な経費ということで、給与、それから通勤手当等、人件費分を補助するということです。想定としましては非常勤保育士を想定しまして、大体ひと月14万4,000円ぐらいの給与と見込んで、町がその3分の1を補助するという形になります。ですので、ひと月4万8,000円が上限となります。見込みとしましては、摩耶保育園、ときわ保育園、あとプティも含めまして、もりの保育所、それからゆうな保育園も含めまして、1園1名ということで5名、4万8,000円の5名掛ける12か月ということで、2,880千円を計上しております。

それからファミリーサポートセンターの関係ですが、104・105ページになります。

こちらにつきましては、子どもの関係の部分の負担金となります。申し訳ございませんが、本日は手元に詳しい資料を持っておりませんので、また改めてお答えしたいと思います。

(中根 幸男 君) 平田福祉課長。

(平田 章浩 君) 福祉課長です。増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

94・95ページ、3款1項4目、0002老人福祉事業費の負担金のふくろいファミリーサポートセンター負担金でございます。

こちらにつきましては、介護部門の負担金になります。森町においてこの介護部門につきましては、平成19年から加入をさせていただいておりまして、介護部門の依頼会員が、令和4年度当初ですけれども16人。それから、協力会員が37名ほどいます。依頼会員に依頼する内容につきましては、通院等の付き添い、留守の見守り、話し相手、身の回りの世話というようなことになっております。この負担金の算出方法につきましては、依頼会員人数割が70パーセント、それから人口割が30パーセントということで、この金額になっております。以上です。

(中根 幸男 君) 松浦社会教育課長。

(松浦 博 君) 社会教育課長です。増田議員のご質問に

議 長
福祉課長

議 長
社会教育

課 長

お答えをします。

189ページの文化振興費、0002杭迫柏樹氏寄贈作品管理経費の修繕費の内容です。

これは役場の各課に作品が飾れる町有施設について調査をお願いしまして、そこから出ました10施設29か所について、ピクチャーレールを設置しようということで29か所の候補を挙げていただきましたけども、既に作品を飾ることが可能な状態のところもありましたので、それを除いてピクチャーレールを設置して作品が飾れるようにしようと思っているものです。

具体的な説明としましては、役場の本庁舎、保健福祉センター、正副議長室、文化会館などがございます。それと幼稚園、小学校、中学校がございます。以上です。

議 長

(中根幸男君) 1番、増田恭子君。

1番議員

(増田恭子君) ありがとうございます。新規事業の説明は大変よくわかりました。

発達に課題がある児童さん、また就学前のお子さんも全国的にも増えている傾向にあると聞いております。また、グリーゾーンと言われるところの保育だったりとか学習支援もそうだと思いますけれども、そういうところに関しては、やはりちょっと専門的な知識を持った方が加配されることが望ましいのではないかと思いますけれども、その辺のことはどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、ファミリーサポートの件に関しましては、了解をいたしました。ファミリーサポートの件に関しましては、どのように町民の方に周知をしていらっしゃるのかというところを、もしお聞かせ願えればと思います。

最後の社会教育課ですけれども、このピクチャーレールの取り付けというところの箇所がどこにつけるのかということもわかりました。この件に関しましては、例えば季節ごとに作品を変えていくのかとか、そういうことも事業として考えていらっしゃるの

議長
健康こども
課長

かどうかを再質問をさせていただきます。お願いします。

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。増田議員の再質問にお答えします。

加配の職員ですけれども、専門的な人を加配された方がいいのではという内容だと思いますが、確かにそのとおりにかなと思っております。ただ、なかなか専門的な人がどれだけ保育士の中にいるかというような問題もございますし、保育をする中で1人で保育をするわけではないので、チーム保育という形で各園の中で対応していただいていると思います。その中で主任の保育士であるとか、ちょっと上に立つ立場の保育士の指導を受けながら保育をしていただけているのかなと思っておりますので、保育士の免許を持っている方であれば、その対応については何とか上手にやっていただいているのかなと思っております。

それにちょっと関連しまして、来年度からの療育コーディネーターというところで予算をつけさせていただいております。その療育コーディネーターは、保育園もそうですし、幼稚園もそうですし、発達に課題があるであろう児の小学校への繋がりがうまくいくようにというところで、専門のコーディネーターを1人任用しようと思っております。そういった療育コーディネーターを使って、各園への支援をしていただくということも来年度考えておりますので、その点についてはご理解いただきたいなと思っております。

それからファミリーサポートセンターの周知でございますけれども、子どもさんが生まれますと、乳児全戸訪問事業ということで全員の赤ちゃん訪問をさせていただいております。その中でファミサポの紹介、育児についてこういう支援があるよということをもまず周知をさせてもらっておりますし、各健診相談についても、何かそういう支援がないかといったときには、必ずご紹介をさせてもらっております。

それから子育て支援センターについても、同じようにそういったファミサポのことについてお知らせをしていただいておりますので、町民への周知についてはそのような形になります。以上です。

議 長
福祉課長

(中根 幸男 君) 平田福祉課長。

(平田 章浩 君) 福祉課長です。

ファミリーサポートセンターの介護部門のPRにつきましては、広報もりまち等を使って案内をしているところでございます。ただし、似たような事業がいろいろあるものですから、高齢者が事業の違い等について理解するのはなかなか難しいところありますので、主には福祉課の窓口で相談に来たときに紹介をするということが多くなっております。以上です。

議 長
社会教育
課 長

(中根 幸男 君) 松浦社会教育課長。

(松浦 博 君) 社会教育課長です。増田議員の再質問にお答えします。

書の作品の展示の架け替えということですが、季節ごとというわけにはいかないかと思っておりますが、必要に応じて年単位ぐらいで変えられたらと考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) まず65ページ、2款総務費2項企画費でございます。

森町小中学校跡地利活用検討業務委託料の委託は、検討委員会である程度意見をまとめたうえでこのような委託をかけていくのか、その辺の詳細を教えてください。

また、同じページにあります森町地域公共交通会議負担金。更には、0003のバス路線維持事業費の中の自家用有償旅客運送バス13,975千円、またバス路線維持事業費補助金33,010千円。この地域公共交通に関しては、議会でもこの公共交通の見直しというのをいつも要望している中で、なかなかこの森町の公共交通が抜本

的な改革がされない。そういう中で小学校、中学校の送迎バスの委託料も含めると、5,300万かけて今このバスを動かしているという中で、やっぱり早く足の確保というのは、このバスが通っている地域だけの問題ではなくて、私の一宮もそうですし、南の方の中川の外れの方もそうです。橘もそうですし、薄場もそうですし、そういった問題は非常に困っている人が多いということで、これを早く変えていく政策を出すべきだと思います。その辺やはり同じように、また来年も再来年もこうやっていくのか。どのように行政が考えているのか、まずお聞きします。

それから101ページ、3款民生費2項児童福祉費の関係で0003森っ子お助け事業、このような事業がございます。この活動の詳細等、何名のスタッフがこの隊員となってお助けしていくのか、その辺をお願いします。

もう一点は、給食の問題です。今回、物価の高騰で賄材料費が上がってきているということですが、子どもたちの世帯に負担をかけないということで行政が見ていくということですが、給食費は全国的に食育とかいろいろな学校の義務教育無償化とかそういうものを考えると、給食も本当に無償化するという方向に今動きだしています。しかし、財政に余裕がある自治体が率先してやると。また、財政に余裕がないとやれないというような不均衡。子どもたちは全く同じ立場であるのに、そのような差がついてしまうというのは非常におかしいと思います。ある論評ですが、やっぱりこの問題は、国に給食費を無償化にせよというようなことを、一つの自治体ではなくて近隣市町が一緒になって、こういった要望を上げていくべきではないかという論評もありました。確かにそのとおりだなと思ったわけですが、森町では食費、食べるものに対する負担は、いただかなければいけないという方針が変わっていないと思うんですけども、その辺どのように考えているかお聞きします。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 西田議員。今の給食の賄材料費は、183

11番議員
議長
企画財政
課長

ページのところでよろしいですか。

(西田 彰 君) はい、183ページ。

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただ今の西田議員の一番目の質問にお答えをいたします。

初めに65ページ、2款2項1目の0002委託料、森町小中学校跡地利活用検討業務委託料についてでございます。

まず、これにつきましては、昨年9月に債務負担行為ということで、補正にて20,000千円を検討業務委託料ということで上げさせていただいたというところでございます。委託業者につきましては、昨年公募型のプロポーザル等を実施をいたしまして、本年1月に既に業者と契約済みということでございます。これにつきましては、昨年4月に利活用方針というものを決定いたしました。その際にも外部委員会の中から、利活用方針に基づいて、今後はノウハウあるいは実績のある民間事業者等の知恵も借りながら進むべきじゃないかといったご意見をいただきましたので、そういった意見に沿って、この委託料というものを昨年9月補正で計上させていただいたというところでございます。現時点では委託業者の方と今後サウンディング調査というものを行っていきたいと思っておりますので、その調査を行うための前提条件となる確認作業であるとか、資料作りとかそういったものを今行っているという途中でございます。

今後、ある程度まとまり次第、役場の中の委員会であるとか外部の委員会にもお諮りをしながら、公募型のサウンディング調査であるとか、それを踏まえての公募といったものをさせていただいて、現時点のあくまでも予定ということでございますが、年明け以降に利活用業者の候補者ということですが、その選定を進めていきたいというように考えているところでございます。

それからもう一点、公共交通の関係のご質問でございます。確かに公共交通につきましては、自主運行バス、それから民間バス、

それから天浜線もございますので、そういったものも含めると毎年度町が5,000万超の支出をしているという状況でございます。これはご指摘のとおりと考えております。令和4年度と5年度に向けて、現在の任意の公共交通計画を見直す作業に入っております。今回、法定計画というものを策定をするということでございます。今年度につきましては、いわゆるニーズ調査ということで町民向けの調査であるとか、利用者に対する調査、あるいは事業者に対する調査、あとは外部団体等に関する調査といった意向調査というものを現在はしております。現在、最終的に取りまとめたという状況でございます。それを踏まえて、来年度に実際の計画策定へ取り組んでいきたいと考えているというところでございます。こちらは、予算書の65ページの負担金というところの森町地域公共交通会議負担金4,840千円が、いわゆるこの計画策定に係る経費ということでご理解をいただければと思っております。

確かにご指摘のとおり、ニーズ調査・意向調査を行うと、一宮地区であるとか園田地区については、日中の足が厳しいじゃないかといったようなご意見等もいただいているところでございます。そういったいろいろなご意見等を踏まえまして、既存の交通手段をどれだけ有効活用できるかと併せて、新たな交通手段としてどういうものが考えられるかといったものを来年度検討して、計画へ取りまとめていきたいと考えているところでございますのでご理解をお願いをしたいと思います。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。西田議員のご質問にお答えします。

100・101ページ、3款2項1目、児童福祉総務費の中の0003森っ子お助け隊事業です。これにつきましては新規事業ということで計上させていただいておりますが、概要を申し上げます。

現在も保健師等による家庭訪問であるとか、それから養育支援

事業ということで養育支援の訪問等を行っていますが、その中で例えば家事支援とか、それから育児支援については、事業の内容としてはやっていないような状況になっております。家事とか育児に対して、なかなか不安を持つ家庭が多くなっていること。それから妊産婦でも、例えばたくさん子どもさんがいて産後ちょっと大変だよという方とか、それから最近よく言われているヤングケアラー等の家庭を対象に訪問支援員が訪問をして、先ほど言いました家事支援、それから育児支援を行うという内容になっております。

実際に対象となる方ですけれども、想定としましては要保護の家庭、それから要支援児童がいる家庭、それから特定妊婦と言われている方等の世帯を想定しております。31世帯ぐらいを考えております。その世帯に対して訪問支援員がおおよそ大体2週間に1回程度家庭を訪問しまして、必要な支援を行うというような内容になっております。支援を行うにあたっては、必ずこちらの健康こども課で支援計画を立てまして、必要な支援の内容等をしっかり訪問支援員に伝え、その結果も必ず報告してもらい、計画どおりにできているかということについては、確認をしていく予定でおります。訪問支援員ですけれども、訪問支援員については、特段資格が必要ということではございません。ただ、必要な研修等を受けた方がいいというような内容ですので、それについては今後検討していきたいと思っております。

訪問支援員のスタッフを何名程度想定しているかということですが、これにつきましては、現在まだ何名ということではございませんが、この事業を始めるにあたって、実際にこの事業を既にやっている事業者へ委託をするということも検討しております。また、民生委員さんのOB、それから社会福祉協議会が実施しております住民参加型の生活支援事業というのがございまして、有償ボランティアをやっているんですけれども、そのスタッフ数名については一度お話をさせてもらっております。それら

議 長
学校教育
課 長

の方を訪問支援員の候補として挙げておりますが、実際にやっていただけるかどうかについては、予算が決まりましたらまた進めていきたいと思っております。以上です。

（ 中根 幸男 君 ） 塩澤学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。西田議員の四問目のご質問にお答えさせていただきます。

項目といたしまして、説明書の183ページ、10款5項1目、学校給食費、需用費の中の賄材料費についてのご質問でございます。

議員ご案内のとおりですけれども、昨年度来、物価高騰によりまして給食の単価が非常に上がってきているという、今までどおりの給食を提供するための単価が上がってきているという動きを受けまして、森町といたしましては、単価を見直すということではなくて、子育て世帯への支援を目的として、そのプラスアルファの部分を補助しております。来年度につきましても、今年度と同様に単価の見直しをせずに、支援に係る部分を負担していくというような方向で予算立てをさせていただいているところであります。

また、全国的にも財政的な余力のある市町は給食費を無償化しているとかというような話も実際ございますけれども、それぞれ恒久的に給食費を無償化してしまうという取組ばかりではなくて、年度を限定して無償化するとか、いろいろなパターンがあるように聞いております。

森町につきましては、この給食費の保護者の負担につきまして、法的な位置づけ、解釈も含めまして、受益者負担がまず前提であるというようなことから、今回のように物価高騰でありますとか、経済的な支援が必要な家庭、準要保護者への配慮をしたうえで、今までどおりの対応を図るということで予算立てをさせていただいております。

また、今後ですけれども、磐田市でありますとか、袋井市も給食費の値上げを決めているというような動きもございます。それ

ら周辺市町の動向も踏まえまして、森町としても、この受益者の負担の考え方につきましても、調整をとりながら進めていければなど考えております。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 地域公共交通の関係は、今答弁があったように、この一年間を目処に良い方向に進むように検討していくという答弁がございました。

それこそ足の問題は、年を重ねれば免許証も返納しなくちゃいけないし、買い物にも困るという状況は、ますます多くの人がそういう立場になっていくと思いますので、ぜひこれは解決をするという方向で、やっぱり行政側も真剣に考えていただきたいと思います。一年を目処にそういった方向性を出したいということに間違いないか、もう一度その辺を答弁お願いします。

それから今の給食の問題ですけれども、やっぱり近隣市町と連携をとっていただいて、やはり給食の無償化というのは、私は義務教育の無償化の中にも含まれると。やっぱり食育とか、全ての子どもが同じ給食で同じ栄養を摂って楽しく食べられるというのが、私はやっぱり必要だと思います。その辺のこのような要望ということも考えてもらえるのかどうか、その辺も少し答弁をお願いいたします。

議 長
企画財政
課 長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただ今の西田議員の再質問にお答えをいたします。

公共交通の関係でございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、本年度の意向調査を踏まえて、来年度は法定計画といったものを策定をしていくということでございます。

この法定計画につきましては、計画期間を5年間と定めておきまして、毎年毎年P D C Aでもって回して、5年後にまた見直しを行っていくといった計画の仕立てになっておりますので、その5年間の中でできることを今回の計画には盛り込んでいくという

形になると考えております。既存の交通資源をやはり最大限活用して、新たな交通手段、こういった形が森という町にフィットするのかといったところを、少し研究をしながら策定をしていきたいと考えているというところでございます。

全ての町民が満足できる公共交通というものが実現できるかどうかというのは、なかなか非常に難しい課題だと認識をしているところであります。それにつきましては、今後の公共交通というのはまちづくりとセットといった、活性再生化法にも載っておりますけれども、そういった趣旨というのもございますので、そういったものも含めて検討していくことになると考えているところでございます。

また、先ほど公共交通だけで全体5,000万円というお話をいただいたというところでございます。5,000万円の額というのが適正かどうかというところも、やはり少し検討しなければいけないと考えています。一つは町の財政規模がその5,000万円という額とバランスしているかというマクロ的な観点。あともう一つは、例えば個々の町営バスであるとか、民間バスであるとか、天浜線とか個々の交通事業者に対する負担というのが、金額と内容が適切であるか、バランスしているかといったところで、マクロ的なものと個別の負担のものとやはり両方見ていきながら事業総額がどのようになるのかというところも、当然これは財源がないとできない話でございますので、そういった額の適正化という視点からも、少し検討を入れながら策定していくことになると考えております。ちょっとご質問のお答えになっているかどうかわかりませんが、そういったことをご理解をいただければと思います。以上です。

議 長
町 長

(中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 西田議員の給食費の無料化について、国に働き掛けるべきではないかというご意見に対して、私からお答えをさせていただきます。

最高裁では、給食費について受益者負担とするのが妥当であるという判例も出ているということも伺っておりますけれども、反面、岸田内閣において異次元の子育て支援ということも発表されておりますので、今後、国がどのような形で動いていかれるのか、その辺を注視しながら、なおかつ近隣市町でというよりも、これは財政規模等が同じ程度の町が集まっています県の町村会であるとか、市長会であるとかといったところで、それぞれの構成する町、あるいは市から要望が上がってこれば、県の町村会、県の市長会として全国町村会、全国市長会を通じて国に要望するという形になっていこうかと思っております。その辺のところについても、静岡県内における町の動向等についても注視をしていきたいと考えております。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 101ページの森っ子お助け隊事業ですけれども、それぞれ35世帯の方が対象になるんじゃないかということですけども、その1人1人がみんな違うと思うんですよね。それこそ私が会ったお子さんは、2歳だけでも本当にまだ赤ちゃんだった。本当に親は不安で、それこそ子育てに不安な思いで子育てをしているのではないかなと思うんですけども、本当にしっかりしたスタッフも必要です。資格がない人もいいかもしれませんけど、新たな事業として始める以上はやっぱりスタートが大事ですので、その辺をぜひスタッフを集めて、それでこれから子育てや子どもを守っていくというのでは、少しばかりの予算では、思い切って確保をしてやっていかないと。岸田が異次元の子育ての子ども支援って言っていますけど、町でも異次元の支援をしてもらいたいなと思っていますので、ぜひその辺を実現できるようにしてもらいたいんですけども、もう一度ぜひこうしますと言ってください。

議長
健康こども

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。西田議員の再質問

課 長

にお答えします。

実際、本当に専門的な知識を持った方が訪問しなくちゃいけないという場合については、今でも保健師、それから保育士等、看護師、助産師も含めて訪問をしております。そういう個々のケースの棲み分け、どういった方が専門的な支援が必要なのか。この方は親との話の中でこの家事支援をしてもらいたい。それから育児支援をしてもらいたいという中で、専門的な知識がなくてもできるものについては、この森っ子お助け隊の事業を活用していくのが妥当かなと思っております。それにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、初回の訪問には必ずこちらのスタッフは専門職がついていきますし、計画を立ててその計画どおりに支援がなされているかどうかという評価も併せて見ていきますので、その辺りについては今のところ大きな問題はないかなと思っております。

この事業だけではなく、この事業から更に他の施策というかこの事業に繋げていく、他の事業に繋げていくということも必要ですので、この事業だけではなくて、今やっている養育支援事業の中では親子の遊びの教室であるとか、「ぽっぷこ〜ん」であるとかというところにも繋げていけるような形で支援をしていきたいと思っております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

ここでしばらく休憩します。

(午後 3時19分 ~ 午後 3時30分 休憩)

議 長

(中根 幸男 君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

9番、吉筋恵治君。

9番議員

(吉筋 恵治 君) 9番、吉筋です。二点についてお尋ねをします。

歳出の96・97ページ、3款1項5目の地域包括ケア寄附講座設置事業。これは1年間33,000千円で、予定では3年間継続して行う約1億に近い寄附講座であります。名前は寄附ではありますが、

内容は整形外科医等の医師2人分の人件費ということと、また、その手術の内容を増やしていく。または、その器具等の予算づけがされているということでございますが、初年度から収入というのが見込まれるかどうかよくわかりませんが、例えば3年間の計画の中で1億近いお金を使う中で、病院側としてはどのぐらいの収益を見込んでいるのか。その辺りについて、一点お尋ねをします。

もう一点は、当初予算案概要の10・11ページです。私が議員になってちょうど10年になります。当時から今日に至るまでおおよそ財政調整基金というのは20億ほどありました。10ページを見ますと、来年度の取り崩し金額が450,000千円、残高見込みが1,459,000千円ということで、私が議員になった10年で言えば、最も目減りをしているなど。初めて大きな目減りをしたということで、財政調整基金の使い道というのは、緊急時であるとか、また災害であるとか、それから町がどうしても進めなければいけない政策であるとかといったことに主に使われることで、取り崩し自身が問題であるということではありませんが、この1週間、10日にNHK等でも南海トラフ、それから東半割れの大規模災害ということが随分と取り上げられていました。私も随分それを見て、こなきやいいかなと思っっているんですが、そういった折の来るよ、とにかく準備をしておけよというのが、ああいったことのメッセージではないかと思う。そういう中で今後、この財政調整基金が少なくとも来年度、再来年度、災害の復旧や新規事業に伴って、諸々の財政負担で更に取り崩しがされていくということになるのか。そうではなくて、1か年、2か年ののちには、更にまた調整基金を増やしていくのか。この辺りのことについて、私はいつ来るかわからないけれども、本当に大規模災害では国も地方に出せない可能性があるというような説明も何かされていまして、やはり20億か30億というようないざというときのための基金を、私は今からしておくことが町民を守る大事なことかなと自分は思

うのですが、その辺りについて町の考え方をお伺いしておきたい
と思います。よろしくお願いします。

議 長

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) 吉筋議員のご質問一問目の地域包括ケア
寄附講座に関するご質問について、私からまず申し上げさせてい
たきます。今回、計上しております33,000千円は、地域包括ケ
ア寄附講座を浜松医科大学に森町のために設けていただき、設置
をしていただくための予算でございまして、これが森町病院に整
形外科医2名を派遣していただくための人件費ではありませんの
で、そこは十分ご理解をいただきたいと思います。以下について
は担当課長から答弁をさせます。

議 長

(中根幸男 君) 平田福祉課長。

福祉課長

(平田章浩 君) 福祉課長です。

97ページ、3款1項4目、寄附金の地域包括ケア寄附講座設置
事業の33,000千円でございます。こちらについての目的は全員協
議会でもご説明をさせていただきましたけども、健康寿命の延伸
のために研究をやっていただく。これは浜松医科大学という浜
松のあの場所でやっていただく。そのために外科医1名、整形
外科医2名がその研究活動に当たるというような予算でありまし
て、この予算でもって手術をすとか、収入が上がるのかという
ような事業ではございません。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 朝比奈病院事務局長。

病 院

事務局長

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。ただ今の吉筋議員の
ご質問の内容について、補足の説明をさせていただきます。

整形外科に常勤医師2名の増による収支の見込みをどう見てい
るかというご質問があったかと思われま。病院におきまして、
整形外科医師2名を増やした場合の収支計算をさせていただきます。
整形外科医師が2名増員されますと、外来はもちろん充実します
が、特に常勤医師ですと入院、病棟での体制が非常に充実をして
くるというところで、その病棟での収益が上がってくるのではな

いかという見込みを立てております。というのは外来から手術を行って、そのまま入院をして、整形外科ですと手術を終えた後の治療を終えて、更にリハビリまで当院で行えるといった中で長期間の入院というところになってきますので、整形外科は収益的にはかなり大きなメリットがあるということでございます。

収入の部につきましては、試算としまして、病棟におきまして来年度約6億2,000万円。外来につきましては6,100万円強の見込みを立てておりまして、合計で6億8,000万の収入を見ております。それが4年度の見込みの数字でございます。常勤医師2名を増員した場合の収支としまして、入院に関しましては7億4,000万円、外来につきましては8,700万円強の収益を来年度見ておりまして、その収入の増額分としますと、約1億4,500万を考えております。

ただし、支出につきましては、医師の増員分、先ほどの寄附講座は一般会計で負担をするわけですが、それを除いた常勤医師の給与、それからそれによって非常勤医師の人件費も、現在、外来で浜医から来ている先生の人件費を削減したりとか、あと経費で手術による薬品とか診療材料費の増額もあります。それから手術を行うにあたりまして、現在の整形外科の手術では医療機器が充実していない、足りない機器がたくさんございます。そういったものを諸々見ますと、整形外科にかかる来年度支出として、1億2,300万円ほどを見込んでおります。その差額、先ほど言った1億4,500万円から支出の増加分1億2,300万円を引きますと、今年度に比較して約2,100万円の増加を病院の収益とすると。その中に3,300万円が支出の中に入っておりますので、3,300万円を差し引いた約5,400万ほどが整形外科医の増員によって収益が上がるのではないかという見込みを立てているところでございます。

ちなみに医療機器に関しましては、来年度一般的な外傷手術をする機器として3,700万円ほど計上させていただいております。後ほど特会でもありますが、させていただいております。その後、脊椎の専門医でもあります医師が1名おりますので、神経系のそ

議 長
企画財政
課 長

ういった脊椎の専門の手術等も行えるという中で、そういった機器設備の更新もしてまいりたいということで、次年度以降ですがそういった計画も立てているところでございます。以上です。

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

財調に関する考え方ということのご質問かと思っております。

こちらの緑色の表紙の概要というところの11ページをご覧ください。だと、令和4年度におきましては、約3億円の取り崩しを予算ベースで行うと。結果、4年度末が約18億、19億弱の残高ということで記載をされております。まず、この取り崩しの3億につきましては、基本的には昨年発生いたしました台風被害に伴う災害復旧事業に要する経費の財源の一部として、これは臨時的、緊急的なものということで使わせていただきたいということで、ここに3億という数字を載せさせていただいております。

そしてまた、5年度の当初予算では4.5億ということで繰入金
の計上をしているということでございます。この中にも5年度で
災害復旧で対応すべき事業もございますので、そういったところ
の財源として使わせていただくといったことで、多くの額をここ
近年で取り崩すというようなことで予算編成をしているという
ところでございます。やはり吉筋議員ご指摘のとおり、財政調整基
金というのはいしものために貯金をしておくということが必要だ
ろうということでございまして、それはご指摘のとおりであると
考えております。ですのでこれまで同様になりますけれども、繰
越金の状況を見ながら、基金の取り崩しの圧縮を図るとか、ある
いは決算状況を見ながら決算積立という手法で財調基金に積み立
てるとか、そういった形で現状の基金残高を極力維持していきたい
と考えているところでございます。

そして一方、国においてやはり基金の持ち方というのは議論さ
れていて、財調に積み増しておけばいいのかというところの議論

があります。財調ではなくて、それぞれの目的に沿った形で基金を進むというのが、国民への説明責任を果たすことにならないかといった議論でありますけれども、そういった指導等も含めて考えると、財調で持つというのも一つありますけれども、財調以外に例えば令和2年に設置をいたしました公共施設の総合管理基金で持つとか、そういった形で財調を含む基金全体でそれぞれの目的に沿って基金を積み増していくといったことも大事なかと考えております。そういった全体的な基金の持ち方というのにも考えながら、財調基金につきましては、極力維持という方向で積み増しをできればと考えているところでございます。以上です。

議長
9番議員

(中根幸男君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) ありがとうございます。

町長が言われたこの予算計上の趣旨というのと、私が申し上げたのと趣旨自体はよく理解できます。

それで、病院局長のご説明も非常によくわかりやすく納得できるものでございます。ありがとうございます。

それと財政調整基金につきましては、企画財政課長がおっしゃるように、財調の積立金の割合というのは概ねどの地方自治体でも決まっているということは、私はわかります。ただ、本当に大きな災害が来たときのことを考えると、そういった一般的な理論では追いつかないような対策が必要になってくる。私はそれが大切な点ではないかなと思って、この質問をさせていただいております。財調ではなくて、佐藤課長がおっしゃるように、いろんな部分でそれをまかなえるような調整を心がけていくということは、私はそれで理解をできます。本当に今後のことを考えると、一般的な論理で考えるよりも、大規模災害にこの町がどう対処できるかというようなことも、ぜひとも行政の皆さんには頭に置いて対処いただけるとありがたいなと思います。特別な質問はありません、よくわかりました。以上です。

議長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤久幸君) 先ほど来質問のあったことですが、101ページ、3款2項1目13節の0003森っ子お助け隊事業。それと103ページ、3款2項3目19節、要支援児童保育事業費補助金のところですか。

お助け隊事業のところ、療育関係の業務を専任とする療育コーディネーターを配置するというものであります。療育コーディネーターの仕事の内容がわからないので、その内容についてお伺いしたいということ。

もう一つは、加配の保育士の人数を増加するというので、町長の説明の中で保育コンシェルジュの配置ということがありましたけども、この保育コンシェルジュの配置はどのような業務を行う方なのか、お伺いをしたいと思います。

もう一点、55ページの2款1項5目、庁用器具費のところ。これは防犯カメラの設置というお話がありましたけども、これは庁舎内に何台設置するのか。これは警備上の問題で言えないことなのか、言える範囲でお願いしたいと思います。

議長

(中根幸男君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子君) 健康こども課長です。加藤議員のご質問にお答えします。

課長

101ページの森っ子お助け隊事業の中で、ご説明をさせていただいた療育コーディネーターの関係です。仕事の内容はということでございますが、実際の予算的には99ページ、3款2項1目、0002児童福祉総務経費の中の会計年度任用職員の報酬に含まれております。療育コーディネーターにつきましては1名を予定しております。会計年度任用職員として予算計上させてもらっておりますが、実際の業務の内容ですが、発達障害等の知識を要する専門員を療育コーディネーターと呼ばせてもらっているんですけども、町内の幼稚園・保育園の巡回相談の相談員という方もいらっしゃるんですが、その方と一緒に各園を回りまして、要支援児

童等の支援の相談に乗る。職員の相談に乗ったりとか、実際のその要支援児童の状況を確認するということがまず一つあります。

それからもう既に行っている事業として、親子遊びの教室というのがございます。主に3歳から5歳までの幼稚園・保育園に通っていらっしゃる集団の中で遊びがなかなか難しいというようなお子さんを対象に、小集団での療育教室を行っております。その療育教室の担当をしていただくということも、事業の内容の一つとしてあります。

それから、実際にそのお子さんが例えば今の知的レベル、それから総合的な発達の状況を見ていただいている「子ども相談」というのがございます。子ども相談に上げていった方がいいのかと行ったところの実際の幼稚園・保育園の先生との相談、それからその子ども相談にかかったお子さんの処遇に関して、先生方と一緒に決めていくということも、一つの仕事になっております。それで会計年度任用職員といいましても毎日来るということではなく、週に4回程度授業のあるところを主に担当してもらいますので、週4日程度の勤務をお願いしようと思っております。

それから二点目の103ページの要支援児童保育事業費補助金と関連してというか、保育コンシェルジュと関連がどうなのかというところだったと思います。この保育コンシェルジュは、要支援児童の関係とは全く別のものでして、今も現在、健康こども課に保育コンシェルジュ1名を配置しております。この保育コンシェルジュは、実際に保育園の入所、それから幼稚園の入所等の相談を受けまして、その家庭にどの施設が適切なのかといったところの相談を受けながらアドバイスをするというような方になっております。これについても、先ほどの療育コーディネーターと同じところの予算立てをさせてもらっておりますので、99ページの0002児童福祉総務経費の会計年度任用職員の報酬の中に計上させてもらっております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松成弘 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

55ページの庁用器具費の諸備品購入費でございますけども、防犯カメラの設置ということで、総台数といたしましては全部で5台になります。うち3台が屋内ということで、場所は1階の各課の窓口等が映るような形で設置をします。それから屋外に2台ということで、1台は宿日直室が映るような場所に設置をします。それから別館に建設課等が入る庁舎の入口が移るような形で、本庁舎の裏出口辺りに設置をするということで、合計屋内3台の屋外2台ということで5台の設置を考えております。以上です。

議長
7番議員

(中根幸男 君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 療育コーディネーターと保育コンシェルジュの件は了解をいたしました。総合的に療育、あるいは保育のことを考えてやっていただける方なのかな。それと、会計年度任用職員であるということもわかりました。ありがとうございました。

防犯カメラの件ですけども、3台が屋内、それから屋外が2台ということでわかりやすい説明をいただきました。私も4年ほど前になりますが、私事で恐縮ですけども、本会議中に車を駐車していて当て逃げをされました。場所はこの西側になります。そのときに警察も入れまして、防犯カメラはどこにあるのということで庁舎も見たり道路上のところも見たりしましたけども、どこにもなかったということで、修理代が25、6万ほどかかりました。議員報酬1か月分以上が飛んでいきました。そんなことで防犯カメラは本当にこれは重要かと思いますので、場所の設置のことも含めて台数がもう少しあれば本当はいいのかなと思えます。この防犯カメラですけども、防犯カメラの映像はもちろん個人情報等もありますので扱いは大変かと思えますが、防犯カメラを設置してその後の管理はどのようにされていくか、その辺をお伺いしたいと思えます。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、防犯カメラを設置をいたしまして、1か月保存を可能にするように設定をいたしまして、記録したものは1か所で確認ができるようにいたします。ですので管理等につきましては、それこそ非常事態が発生するという以外は定期的な点検等ということで対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午後 3時59分 ~ 午後 4時05分 休憩)

議長

(中根 幸男 君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第24、議案第25号「令和5年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸です。

歳出の26ページで、保健事業費の特定健康診査等事業費のところ、一般被保険者療養給付費は2.3パーセントの伸びの予定だと計算されているということですが、この特定健診のこの事業費も昨年とちょっと細かい項目が変わっているので、それも増えているのかなというのが質問ですけれども、会計年度任用職員の報酬が入っていたりとか、受診勧奨業務等委託料などが分けられていたりする理由をお願いします。

議長
住民生活

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただ今の川岸議員の

課 長

ご質問にお答えをいたします。

まず5款の保健事業費の伸び率の関係でございますけれども、こちらにつきましては説明書の3・4ページをご覧いただきたいと思っております。先ほど言った歳出の表が3・4ページにあるかと思っておりますけれども、先ほど言いました2款の保険給付費につきましては、4ページに2.3パーセントということで伸び率が表示されております。川岸議員からのご質問にありました5款の保健事業費につきましては、8.4パーセントということで、率的には伸びているというのが現状でございます。まずこちらですけれども、先ほど川岸議員から会計年度任用職員、それから受診勧奨等ということでご質問がありました。こちらにつきましては、特定健診の事業費ということで、まずは国保の関係で受診勧奨ということで、データヘルス計画といったところの計画を来年度策定をしていくというところがあります。こちらが令和6年から11年までの計画になるんですけれども、その計画の受信データを、いろいろ国保でかかっていらっしゃる方のいろいろな病院でのデータといったところの分析をしていただいたり、それから先ほど言った計画の策定といったところまで業務をやっていかななくてはいけないというようなところもございまして、新たにその部分ということで500万円ほどを計上させていただいているというところがございます。

それから会計年度の関係につきましては、保健師さん、元保健師さん等、保健指導あるいは受診の勧奨と言ったような形でいろいろ介護予防的などの事業をやっていただくというような形の中で、そういった方の報酬というような形で事業費を予算計上させていただいているというところがございます。以上です。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) そのデータヘルス計画というものは、医療データを専門業者がデータを取り入れてこういう計画をしてい

きますということだと思っんですけれども、どういう目的で作られるのか、どのようなものになるのか教えてください。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) こちらにつきましては、今現在も計画自体はあるんですけれども、今度第3期を作るといような形の中です。計画でございますので、当然森町としてどういった形の、一般的に当然県とか各市町も計画をそれぞれ持っていてやっていますんですけれども、森町としてうちの方はどういった患者さん、どういった病気、例えば他の市町と比較してこういう医療、こういう病気にかかっていらっしゃる方が多いとか、そういったところがデータを分析しますと出てきますので、そういったところをどういった事業で賄っていくのか。そこの高い病床のところを少しでも減少させて、医療費の抑制あるいは健康寿命の深化といったところに繋げていくといったようなところを計画として明記して、それに沿って当然事業を組み立てていくと。それによって、先ほど言いましたように、国保会計の健全化を図っていくといような形の目的となっております。以上です。

議 長
議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第25、議案第26号「令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第26、議案第27号「令和5年度森町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第27、議案第28号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 説明書の13・14ページの委託料です。0002下水道整備事業費の下水道事業計画変更業務委託料ということですが、これは全体計画から何か変更するというようなお話だったんですが、どのように変更されるのでしょうか。

議 長

(中根幸男 君) 岡本上下水道課長。

上下水道

(岡本教夫 君) 上下水道課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

課 長

14ページ、1款2項1目、下水道建設事業費の0002下水道整備事業費の委託料(その他)の下水道事業計画変更業務委託料の件でございます。

予算額4,543千円につきましては、令和3年度・4年度で全体計画の見直しということで見直しをさせていただきました。それにつきましては、今回は事業計画の変更ということで、現在、第4期事業ということで令和6年度までの事業を実施中でございますけれども、この事業計画変更業務といいますのは、この第4期までの事業計画で事業完了、第5期以降の計画を取りやめる、下水道区域を縮小するといった計画を策定するための委託料でございます。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第28、議案第29号「令和5年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から日程第30、議案第31号「令和5年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで議案3件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第31、議案第32号「令和5年度森町水道事業会計予算」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 6ページ、資本的支出の改良費、北部配水池増設工事外ということで485,764千円。今年度も行っておりますがその進捗と、また今後も南部配水池等の工事も進んでいくと思っておりますが、その計画についてもう一度教えてください。

議 長

(中根幸男 君) 岡本上下水道課長。

上下水道

(岡本教夫 君) 上下水道課長です。ただ今の川岸議員のご質問でございますが、北部配水池の増設工事の工程と今後の予定ということでございます。

課 長

こちらにつきましては、8月10日に契約をいたしまして、今現在工事を施工中でございます。今現在は、金曜日に第二の委員会の視察で現地を見ていただきますけれども、配水池のタンクのコンクリート打ちを、現在、鉄筋工事を型枠工事と併せてやっております。それが終わりますと、次から屋根の工事に5年度に入ってきてまして、その後、場内の雨水排水設備だったり、電気設備であったり、緊急遮断弁の工事であったりというのを5年度の中で

実施しまして、最終工期が令和6年2月22日までというスケジュールになっております。

それから、今お話に出ました南部配水池の件でございますが、南部配水池につきましては、今年度詳細設計を今実施しております、南部につきましても同じようにタンクを一つ増設するという計画でおります。

今後の予定ですけれども、これで来年度北部の配水池の増設が終わりますと、6年度には北部配水池の既存の配水池があるのですが、こちらの屋根の改修工事を予定しております。それを6年度にやりまして、そのあと7年度以降に南部の配水池の増設工事に入っていくという計画でおります。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第32、議案第33号「令和5年度森町病院事業会計予算」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午後4時21分～午後4時23分 休憩)

議長 (中根幸男君)休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで健康こども課長から発言を求められておりますので、これを許します。

朝比奈健康こども課長。

健康こども課長 (朝比奈礼子君)健康こども課長です。

増田議員のご質問にありました、ファミリーサポートセンター育児部門ですけれども、その活動の実績についてお答えをさせてい

ただきます。令和3年度の実績でございますが、まず会員ですけれども、依頼会員が45名。それから、協力会員が36名。依頼と協力の両方ともなっている方が17名の計98名です。ちなみに令和2年度は100人でしたので、ほぼ100名程度が会員になっております。

それから、ファミリーサポートセンターのこの依頼会員が協力会員にお願いするといったような状況につきましては、令和3年度は個人の会員がお1人だけご利用くださいました。それから、各団体でファミリーサポートセンターに協力会員の支援を求めて、例えば託児していただくとかというところで、昨年度は1団体ございました。3年度の実績については以上となります。

議長 (中根幸男君) ここで、お諮りいたします。

町長から、議案第34号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第2号の追加1の第1として、議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

議案第34号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加議事日程第2号の追加1の第1、議案第34号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第34号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町内に5か所設置している森町放課後児童クラブのう

ち、森小学校へ通う児童の利用希望者が増加し、既設の施設では受入れが困難であることが見込まれることから、新たに森町保健福祉センター内に「森第3放課後児童クラブ」を設置するものがあります。

併せて、引用法令の条項ずれの修正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 先ほど質問した中で、仮設というようなことをおっしゃいました。条例を新たに設けるということは、仮設ではなくなるのでしょうか。

議長 (中根幸男君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども課長 (朝比奈礼子君) 健康こども課長です。西田議員のご質問にお答えします。

第3放課後児童クラブにつきましては、私から仮設と申し上げましたが、実際にそこで第3クラブとして運営をしていくにあたってこの運営をしていくとなりますので、この条例を一部改正するという形になります。仮設だとしても、ここで運営という形になるとそうすべきであると考えておりますので、条例を改正するものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) つまりそこに設置すること自体が、もう条例で決めなければいけないということですね。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

以上で、議案に対する質疑は全部終了しました。

お諮りします。

議案第1号から議案第10号までと、議案17号及び議案第19号から議案第34号まで、合わせて27議案については、お手元にお配りしました「議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、お手元にお配りしました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

なお、委員会審査の経過並びに結果については、3月24日の本会議において報告を願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月22日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午後4時31分 散会)